

水産物流通調査業務のうち  
産地水産物用途別出荷量調査及び  
冷蔵水産物在庫量調査における  
民間競争入札実施要項（案）

令和〇年〇月

農林水産省

## 目 次

1	趣旨	1
2	産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の概要	1
3	産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質	2
4	産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の契約期間	12
5	民間競争入札に参加する者に必要な資格	12
6	民間競争入札に参加する者の募集	13
7	落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	15
8	産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に関する従来の実施状況に関する情報の開示	19
9	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	19
10	契約により民間事業者が講ずべき措置等	19
11	契約により民間事業者が負うべき責任等	24
12	法第7条第8項に規定する評価に関する事項	25
13	その他の実施に関する必要事項	25
別紙1-1	産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の概要	
別紙1-2	産地水産物用途別出荷量調査における調査区一覧表	
別紙1-3	冷蔵水産物在庫量調査 調査対象市区町村一覧表	
別紙2	水産物流通調査業務の流れ図	
別紙3	調査対象配布用品一覧	
別紙4-1	産地水産物用途別出荷量調査 卸売業者・漁業協同組合等名簿	
別紙4-2	冷蔵水産物在庫量調査 冷凍・冷蔵工場名簿	
別紙5	冷蔵水産物在庫量調査に御協力いただいている皆様へ～オンライン調査への御協力をお願い～	
別紙6-1	水産物流通調査業務（産地水産物用途別出荷量調査） 調査拒否等報告	
別紙6-2	水産物流通調査業務（冷蔵水産物在庫量調査） 調査拒否等報告	
別紙7	冷蔵水産物在庫量調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	
別紙8-1	水産物流通調査業務（産地水産物用途別出荷量調査） 問合せ、苦情等対応状況	
別紙8-2	水産物流通調査業務（冷蔵水産物在庫量調査） 問合せ、苦情等対応状況	
別紙9-1	水産物流通調査業務（産地水産物用途別出荷量調査） 調査票回収・催促状況	
別紙9-2	水産物流通調査業務（冷蔵水産物在庫量調査） 調査票回収・催促状況	
別紙10-1	産地水産物用途別出荷量調査 審査事項一覧表	
別紙10-2	冷蔵水産物在庫量調査 審査事項一覧表	

- 別紙 11-1 水産物流通調査業務（産地水産物用途別出荷量調査） 疑義照会状況
- 別紙 11-2 水産物流通調査業務（冷蔵水産物在庫量調査） 疑義照会状況
- 別紙 12 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別紙 13 産地水産物用途別出荷量調査票
- 別紙 14 冷蔵水産物在庫量調査票
- 別紙 15 水産物流通調査のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査 照会対応事例集
- 別紙 16 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
- 別紙 17 システム構成図情報セキュリティ対応状況・確認書

## 1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された水産物流通情報発信・分析事業として選定された。その後、令和2年7月7日の基本方針において、水産物流通調査として事業を継続しているところであり、本実施要項は、このうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

## 2 産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の概要

産地水産物用途別出荷量調査は、全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすること、また、冷蔵水産物在庫量調査は、全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的としており、平成21年度より民間事業者が本業務を実施している。

（産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の概要は別紙1-1参照）。

	産地水産物用途別出荷量調査	冷蔵水産物在庫量調査
調査の対象	直近の漁業センサス漁業地区名簿を基に、調査品目の水揚量が水産庁で実施している水揚量・価格調査（年間）の当該品目のおおむね6割を占める32漁業地区を調査区として有意抽出。抽出した調査区内に所在する産地卸売市場の全ての卸売業者（卸売業者で把握できない場合は、仲卸業者）及び漁業協同組合	直近の漁業センサスの結果を基に、冷凍・冷蔵工場の冷蔵能力が大きい市区町村を、抽出する市区町村の冷蔵能力の累積値が全国の50%に達するまで抽出。抽出した市区町村内に所在する冷凍・冷蔵工場の中から、冷蔵能力の大きい冷凍・冷蔵工場を、抽出する冷凍・冷蔵工場の冷蔵能力の累積値が市区町村全体の80%に達するまで抽出した冷凍・冷蔵工場
調査の規模 ※漁業センサス結果に基づき、調査	約32漁業地区（36事業所） （令和元年調査区は別紙1-2参照）	約500事業所 （令和元年調査対象市区町村は別紙1-3参照）

対象数等が変更される場合がある。		
調査の時期		
調査の期日	毎年1月から12月まで	月末在庫量は調査実施月の前々月末現在。月間入出庫量は調査実施月の前月の1か月間
調査実施期間	毎年2月下旬～3月下旬	毎月上旬～20日
調査事項 ※実施期間中に一部変更の可能性がある。	用途別出荷量 (別紙13参照)	品目別月末在庫量及び月間入出庫量 (別紙14参照)
調査の方法等	民間事業者から報告者に郵送、オンライン又はFAXにより調査票を配布、回収する自計調査の方法	民間事業者から報告者に郵送、オンライン(政府統計共同利用システム及び電子メール)又はFAXにより調査票を配布、回収する自計調査の方法

### 3 産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

#### (1) 産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に係る請負業務の内容

産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査における実査準備(調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・確定)、実査(調査関係用品の配布、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促)、審査(調査票の審査、調査対象への疑義照会)、集計(調査票データの集計、結果表の作成、審査)及び、調査対象への謝礼支給とする(業務の流れについては、別紙2を参照)。

#### ア 業務実施期間

令和3年度中の契約締結日から令和6年3月31日(産地水産物用途別出荷量調査は令和3年調査分から令和4年調査分まで、冷蔵水産物在庫量調査は令和3年3月調査分から令和5年12月調査分まで)

上記に係る予算措置については、令和3年度予算要求中であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

#### イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (7) 農林水産省大臣官房統計部長が定める調査要領(流通統計分野)(本業務に係る部分に限る。)
- (4) 卸売業者・漁業協同組合等名簿、冷凍・冷蔵工場名簿

- (ウ) 照会対応事例集
- (エ) 審査事項一覧表
- (オ) 令和2年調査結果

回収した調査票の審査や結果表の作成を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの（調査対象個別データ及び結果表データを電子ファイルにより貸与する。）

- (カ) 政府統計共同利用システム・オンライン調査システム利用手順書（以下「システム利用手順書」という。）
- (キ) ワンタイムパスワードトークン（認証用機器）  
「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のために1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。）を生成する機器
- (ク) 冷蔵水産物在庫量調査・オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という。）

## ウ 業務の引継ぎ

### (ア) 現行の民間事業者からの引継ぎ

農林水産省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の民間事業者（以下、「民間事業者(a)」という。）及び本業務を新たに実施することとなった民間事業者（以下、「民間事業者(b)」という。）に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

民間事業者(b)は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者(a)から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、民間事業者(a)の負担となる。

### (イ) 請負期間満了の際の引継ぎ

農林水産省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者(b)及び次回の入札により本業務を新たに実施することになった民間事業者（以下、「民間事業者(c)」という。）に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者(b)は、民間事業者(c)への引継ぎ計画及びその内容について、事前に農林水産省に提示し、了承を得た上で、業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者(c)に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、民間事業者(b)の負担となる。

## エ 業務の内容

本業務の内容は次に掲げるとおりであるが、ここに示す業務内容は最低限の要求要件であり、各業務について、適切かつ確実に行う工夫を求めるとともに、(ア)から(ク)までの業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める（業務実施の具体的な方法については、提案書（6(2)ウ参照）に記載する。）。また、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めることとする。

### (ア) 実査準備

- a 調査関係用品の印刷（実施時期：産地水産物用途別出荷量調査は11月から12月まで、冷蔵水産物在庫量調査は4月）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- (a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙3参照）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に作成・印刷する。

なお、原稿については契約期間中に変更する場合がある。

- (b) 各調査関係用品の印刷部数は、農林水産省が提示する調査対象数を基数とする。  
(c) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した印刷仕様（紙質・色等）を使用する。  
(d) 調査対象に配布する調査関係用品における本業務の実施機関名は「農林水産省産地水産物用途別出荷量調査事務局」又は「農林水産省冷蔵水産物在庫量調査事務局」とする。

- b 調査対象への協力依頼・確定（実施時期：産地水産物用途別出荷量調査は12月下旬まで、冷蔵水産物在庫量調査は4月）

民間事業者は、農林水産省が契約後に貸与する「産地水産物用途別出荷量調査 卸売業者・漁業協同組合等名簿」（別紙4-1）及び「冷蔵水産物在庫量調査 冷凍・冷蔵工場名簿」（別紙4-2）に示された調査対象の全てに対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し、調査対象を確定するとともに、調査関係用品の配布・調査票の回収方法を確認し、その結果を農林水産省に報告する。

民間事業者が創意工夫により調査方法を設定する場合には、当該調査方法の具体的な内容を説明した書類を農林水産省に提示し、その承認を得なければならない。

民間事業者が創意工夫により調査方法を設定しない場合においては、インターネットが整備されている調査対象に対しては、政府統計共同利用システムによるオンライン調査（以下単に「オンライン調査」という。）（冷蔵水産物在庫量調査のみ）（別紙5）、若しくは電子メールによる調査について協力を求めることとし、新たにオンライン調査又は電子メールによる調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する。

（オンライン調査又は電子メールによる調査への変更は、年の途中からでも可能とし、電子メールを使用する場合はパスワードを付した調査票の電子媒体（以下「電子調査票」という。）を電子メールに添付して送受信を行う。）。

なお、オンライン調査又は電子メールによる調査に係る導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（令和2年6月分調査現在の冷蔵水産物在庫量調査の調査対象におけるオンライン調査及び電子メールによる調査の回答率は、37.0%）。

また、民間事業者において調査への協力を得ることが極めて困難と判断された調査対象については、速やかに「水産物流通調査業務（産地水産物用途別出荷量調査） 調査拒否等報告」（別紙6-1）又は「水産物流通調査業務（冷蔵水産物在庫量調査） 調査拒否等報告」（別紙6-2）（以下「調査拒否等報告」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告し、当該調査対象からの調査への協力が得られるよう、

農林水産省が民間事業者と連携して対応するものとする。それでもなお協力が得られない場合は、民間事業者において、農林水産省が新たに示す調査対象に、調査への協力依頼を行う。

ただし、初年度である令和3年度については、冷蔵水産物在庫量調査の調査対象に対しては、契約締結前に農林水産省が協力依頼・確定業務を実施する。

(イ) 実査

- a 調査関係用品の配布（実施時期：産地水産物用途別出荷量調査は2月、冷蔵水産物在庫量調査は4月）

民間事業者は、オンライン調査又はオンライン（電子メール）を選択した調査対象以外には、(ア)のbで確認した方法で、調査対象に対し調査票、返信用封筒及び調査票記入要領（「調査への御協力のお願ひ」、「調査票の記入の仕方」）を配布する。その際、報告日を明示した書面を併せて配布する。

また、オンライン調査を選択した調査対象については、「システム利用手順書」に基づき、ID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布し、オンライン（電子メール）を選択した調査対象については電子調査票を電子メールにより配布する。

調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額（調査対象への郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

- b オンライン調査システムの回答者情報登録（随時）

民間事業者は、オンライン調査システムを使用する前月末日までに、「システム利用手順書」及び「冷蔵水産物在庫量調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順」（別紙7参照）に基づき回答者情報等の登録作業を行う。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスについては民間事業者で準備することとし、オンライン調査システムを使用する場合に必要なシステム環境については次表のとおりとする。

OS（オペレーティングシステム）	Windows 7 ESU、Windows 8.1、Windows 10、macOS 10.15
ブラウザ	Internet Explorer 11.0、Firefox 78.0、Google Chrome 83.0、Microsoft Edge 44.1、Safari 13.1
PDF利用ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

- c 調査対象からの問合せ・苦情等の対応

民間事業者は、次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。
- (b) 調査対象からの問合せ、苦情等については、「水産物流通調査業務のうち産地水産



物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査 照会対応事例集」(別紙15)に基づき、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これに基づき対応する。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ、苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行う。

- (c) 問合せ・苦情等の対応状況については、「水産物流通調査業務(産地水産物用途別出荷量調査) 問合せ・苦情等対応状況」(別紙8-1)又は「水産物流通調査業務(冷蔵水産物在庫量調査) 問合せ・苦情等対応状況」(別紙8-2)の様式(以下「問合せ、苦情等対応状況」という。)に取りまとめ、10(1)アに定める期日までに農林水産省に電子メールにより報告する。

- d 調査票の回収・督促(産地水産物用途別出荷量調査は年1回、冷蔵水産物在庫量調査は年12回)

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査対象に対し、指定した期日までに調査票を提出するように周知徹底を図るとともに、未提出の調査対象に対して督促を行う。

オンライン調査による場合は、オンライン調査システム上で回答データの取得の作業を行う。作業の手順については、別紙7及び「システム利用手順書」を参照する。

また、提出期限までに調査票を提出することが困難なことが判明した場合は速やかに「調査拒否等報告」に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告し、指示を受けるものとする。

- (b) 調査票の督促方法については民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述する。

なお、調査票の回収に要した郵送料については、実額(調査対象からの郵送に要した代金)を農林水産省が負担する。

- e 調査票の回収状況の管理(随時)

民間事業者は「水産物流通調査業務(産地水産物用途別出荷量調査) 調査票回収・督促状況」(別紙9-1)又は「水産物流通調査業務(冷蔵水産物在庫量調査) 調査票回収・督促状況」(別紙9-2)の様式(以下「調査票回収・督促状況」という。)に最新の調査票の回収日、督促状況等の必要事項を記載し、調査票の回収状況を管理する。なお、「調査票回収・督促状況」は、10(1)アに定める報告期日までに農林水産省に電子メールにより報告する。

- (ウ) 調査票の内容審査(産地水産物用途別出荷量調査は年1回、冷蔵水産物在庫量調査は年12回)及び調査対象への疑義照会(随時)

民間事業者は、提出された調査票の内容について、農林水産省が示す「産地水産物用途別出荷量調査 審査事項一覧表」(別紙10-1)又は「冷蔵水産物在庫量調査 審査事項一覧表」(別紙10-2)(以下「審査事項一覧表」という。)に基づき確実に審査を行い、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行う。疑義照会の結果、修正が生じた場合は調査票

の内容を修正する。

なお、調査対象に対する照会の状況は「水産物流通調査業務（産地水産物用途別出荷量調査） 疑義照会状況」（別紙11-1）又は「水産物流通調査業務（冷蔵水産物在庫量調査） 疑義照会状況」（別紙11-2）の様式（以下「疑義照会状況」という。）に取りまとめ、10(1)アに定める期日までに農林水産省に電子メールにより報告する。

**(エ) 調査票の電子化、報告（調査票ファイルの作成・報告）（産地水産物用途別出荷量調査は年1回、冷蔵水産物在庫量調査は年12回）**

民間事業者は、審査が終了した調査票について、調査票情報を電子化した「調査票ファイル」を作成し、調査票ファイルと調査票の突合チェックを行う。なお、審査が終了した調査票及び調査票ファイルを農林水産省に報告する。

**(オ) 調査票ファイルの集計、審査及び第1報統計表の作成・報告**

民間事業者は、次に掲げる方法により、第1報統計表（様式は農林水産省が指定する）の作成・報告を行う。

**a 産地水産物用途別出荷量調査（年1回）**

- (a) 調査票ファイルを使用して用途別、漁港別及び品目別等に集計し、「用途別出荷量・構成比」、「漁港別品目別用途別出荷量」等の帳票の結果表の電子ファイルを作成する。
- (b) 審査事項一覧に基づき確実に審査・検討を行い、漁港別品目別用途別出荷量等の変動要因を「疑義照会状況」の回答内容欄に記入の上、農林水産省に電子メールにより報告する。
- (c) 審査終了後、第1報統計表の電子ファイルを作成し、期日までに農林水産省に報告する。

**b 冷蔵水産物在庫量調査（年12回）**

- (a) 調査票ファイルを使用して品目別（全国・市区町村）等に集計し、「品目別月間入・在庫量及び月末在庫量」等の帳票の結果表の電子ファイルを作成する。
- (b) 審査事項一覧に基づき確実に審査・検討を行い、品目別月間入・在庫量及び月末在庫量等の変動要因を「疑義照会状況」の回答内容欄に記入の上、農林水産省に電子メールにより報告する。
- (c) 審査終了後、第1報統計表の電子ファイルを作成し、期日までに農林水産省に報告する。

なお、集計結果表及び第1報統計表の作成方法についてはMicrosoft Office Excel2013以上（民間事業者で準備すること。）を使用して民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述する。

**(カ) 報告書統計表の作成・報告（産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査ともに年1回）**

民間事業者は、電子化された調査票データを集計し、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき確実に審査を行う。審査終了後、報告書統計表の電子ファイルを作成し、期日までに農林水産省に報告する。

なお、報告書統計表の作成方法についてはMicrosoft Office Excel2013以上（民間事業

者で準備すること。)を使用して民間事業者の創意工夫により設定し、提案書にその具体的な内容を記述する。

**(キ) 調査票の審査、第1報統計表及び報告書統計表の作成・検討に当たっての留意点**

民間事業者は、次の事項に留意して統計表の作成・検討を行う。

- a 結果表及び第1報統計表について、審査事項一覧表に基づき検討を行った結果、修正が必要となった場合は、要因を調査し、データの修正を行う。
- b 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因を調査し、修正が必要となった場合はデータの修正を行う。
- c 農林水産省から調査票の内容、結果表の内容等について確認を求められた場合は、これに応じる。

**(ク) 調査対象への謝礼支給**

民間事業者は、実際に調査を実施した者に対し、1年間の調査終了後、謝礼として産地水産物用途別出荷量調査にあつては4,680円、冷蔵水産物在庫量調査にあつては調査票を回収した月数に応じ、最大年間4,100円の謝金の支払い又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額(謝金又は謝礼品代)を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝礼支払額(支払件数)、謝礼品支給額(支払件数)及び受領辞退対象数について、事業報告書に記載する。

**オ 情報セキュリティの確保**

- (7) 本業務の遂行に当たっては、担当部署から「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」(平成27年3月31日農林水産省訓令第4号)及び別紙16「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」(以下「共通基本仕様」という。)等の説明を受けるとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」及び「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」を参照し、定められている事項について遵守すること。

なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠されていることから、民間事業者は統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- (4) 本業務の遂行に当たっては、共通基本仕様に基づき作業を行うとともに、共通基本仕様のⅡの1、Ⅱの2及びⅢの1において提供することとしている資料について別紙17「情報セキュリティ対応状況・確認書」に整理の上、証明書等と併せて提出すること。

なお、情報セキュリティに疑義が生じた場合については、直ちに担当部署に連絡するとともに、その指示に従うこと。

- (ウ) 国が実施する統計調査については、統計法において、個人情報等の保護を図るため、秘密の保護について規定されている。

このため、調査対象機関の秘密の保護を図るため、契約履行過程で知り得た秘密についても秘密の保護が図られるよう適切に取扱うこと。

- (エ) 本業務の実施に当たって、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適

正な調査情報の管理を行うこと。

なお、セキュリティマニュアルについては、提案書と併せて農林水産省へ提出し、農林水産省の審査を受けること。

- (オ) セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載すること。
- a 前年・当年調査票、調査票リスト及び調査対象情報等、個人情報の取扱いに関する責任者、業務従事者の管理及び実施体制
  - b オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策
- (カ) 民間事業者又はその職員、その他の本契約の履行に係る業務に従事する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、調査関係書類の複写、貸与及び提供をしてはならない。
- (キ) 業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
- (ク) 業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (ケ) 民間事業者は、成果物等を電磁的記録媒体により納入する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。
- (コ) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (ク) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により廃棄すること。
- なお、情報システム等の廃棄については、情報の復元又は判読できない方法を用いて抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- (シ) 農林水産省は、個人情報の管理状況について、民間事業者に対し定期的に検査を行う。
- (ス) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

#### カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は原則電子媒体（CD又はDVD）（ただし、調査票にあつては紙媒体を含むものとする。）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧（別紙3）に掲げるものの印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

また、電子媒体については、ウイルスチェックを行い、ウイルス対策に関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載する。

なお、次表で定める期日が、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）の場合は、その前営業日とする（以下同じ。）。

調査票 (審査が終了したもの)	産地水産物用途別出荷量調査：調査年の翌年の4月10日 冷蔵水産物在庫量調査：調査月の翌々の5日
結果表	産地水産物用途別出荷量調査：調査年の翌年の4月10日 冷蔵水産物在庫量調査：調査月の翌々の5日
第1報統計表	産地水産物用途別出荷量調査：調査年の翌年の4月10日 ・用途別出荷量実数・構成比 ・漁港別主要品目別用途別出荷量 冷蔵水産物在庫量調査：調査月の翌々の5日 ・品目別月間入・在庫量及び月末在庫 ・品目別月末在庫量の上位7市区町村
報告書統計表	冷蔵水産物在庫量調査：調査年の翌年3月31日 ・月別産地・消費地別調査工場数 ・月別産地・消費地別調査冷蔵能力 ・月別品目別月間在庫量 ・月別品目別月間出庫量 ・月別品目別月末在庫量 ・品目別月別市町村別月末在庫量

## (2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するために、情報セキュリティ対策を講じた作業場所、調査関係資料を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省水産物流通調査（産地水産物用途別出荷量調査）事務局」及び「農林水産省水産物流通調査（冷蔵水産物在庫量調査）事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は調査対象からの調査票の返送先を自ら確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先を農林水産省に報告する。

ウ 民間事業者は、本業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。担当者は業務時間内（平日9:00～17:00）においては、速やかに連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整は、この担当者を経ることとする。

エ 民間事業者は、本業務に当たり、農林水産省から立ち会いの要請があった場合は応じることとする。

オ 民間事業者は、本業務の各工程の作業方針、スケジュールを策定し、令和3年4月上旬までに農林水産省と調整する。また、各工程の作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整する。

カ 民間事業者は、事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求める。

キ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報記載

された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるように研修を事前に行うこととし、研修内容、スケジュールについては、事前に農林水産省の了承を得ることとする。

### (3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

#### ア スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、農林水産省と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

#### イ 問合せ、苦情等マニュアルによる対応

照会対応業務においては、民間事業者が作成する「問合せ、苦情等対応マニュアル」に沿って対応すること。

#### ウ 基準日における目標回収率

一連の業務（督促業務等）を通じ、各年又は各月の基準日（調査票の提出期日）における調査票の回収率が、過去3年の調査の実績値を基に定めた目標回収率（産地水産物用途別出荷量調査は100%、冷蔵水産物在庫量調査は96%）を達成すること（民間事業者の責に依らない理由（天災地変、調査対象の廃業等による連絡不能等）により、農林水産省が調査不能と判断した調査対象を除く。）。

なお、目標回収率を下回った年又は月があった場合は、各年の事業報告書において、実績回収率が目標回収率を下回った要因について分析し、農林水産省に報告するとともに、回収率の達成を確保する上で必要な改善策を講ずる。

#### エ 報告期日、審査

報告期日までに報告をするとともに、農林水産省が示す審査事項一覧表の審査項目全てについて確実に審査を行うこと。

なお、調査票、結果表等の審査について、民間事業者は次の(ア)及び(イ)のとおり、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

(ア) 農林水産省が調査票のデータ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票、結果表等の内容の修正を行うこと。

### (4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、3(1)カによる納入物件及び10(1)アによる報告により毎月確認する。

### (5) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成及び提出し、農林水産省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保又は向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

イ 農林水産省が、3(1)カによる納入物件や10(1)アによる報告の確認又は業務の実施状況を

観察することにより、業務の質が満たされていないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

#### (6) 業務の改善提案

民間事業者は、(5)のほか、業務の質の確保又は向上を図るため、随時、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等）を農林水産省に対して行う。

#### (7) 契約の形態及び支払

##### ア 契約の形態

契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、調査関係用品の配布及び調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については農林水産省が別途負担する。

この場合において、民間事業者は、当該農林水産省が別途負担する金額の請求時に、支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

##### イ 契約金額の支払

契約金及び実額支払分の支払については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、3(1)カによる納入物件及び10(1)アによる報告、業務の完了を確認できる書類並びに実額支払い分を証明できる書類を農林水産省に提出する。

農林水産省は提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

#### (8) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウまでに該当する場合には農林水産省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

#### 4 産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の契約期間

契約期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

#### 5 民間競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く）に抵触しない者であること。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することという。
- (7) 本実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと（増税証明書（直近のもの）を提出のこと）。
- (9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと（社会保険料納入確認書等（直近のもの）を提出のこと）。
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、(1)から(9)で定める入札参加資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

## 6 民間競争入札に参加する者の募集

### (1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	令和2年12月上旬頃
イ 入札説明会	令和3年1月上旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	令和3年1月下旬頃
エ 入札書類提出期限	令和3年2月上旬頃
オ 入札書類の評価	令和3年2月中旬頃
カ 開札	令和3年2月下旬頃
キ 契約の締結	令和3年4月1日



## (2) 入札実施手続

### ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、①入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類、②資格審査結果通知書、③提案書、④「表1 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの、⑤3(1)オで示すセキュリティマニュアルを提出すること。

①については封かんの上、入札参加者の氏名（法人にあっては法人名）、宛名及び入札件名を記載し、入札すること。

②については平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写しを提出すること。

③から⑤までについては紙媒体の資料8部とともに電子媒体（CD-ROM）で提出すること。その際のファイル形式は、一太郎、Microsoft Office-Word、Microsoft Office-PowerPoint、Microsoft Office-Excel 又はPDF形式とする（これらのファイル形式による提出が困難な場合は、農林水産省まで申し出ること）。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く）の110分の100に相当する金額を記載すること。

また、法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付すること。

### ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、7で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

- (ア) 実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 組織の専門性
- (エ) 本業務従事予定者への研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配布

- (キ) 調査への協力依頼及び調査対象への謝礼支給
- (ク) 調査対象からの問合せ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収及び督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (ク) 調査票データの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告
- (シ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

## 7 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表1 評価項目一覧表」のとおりとする。

表1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分			提案書 項目 番号
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加 点	加 重	
<b>1 実施計画</b>							
1.1	実施計画	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省が示す要件が満たされているか。	基本的な調査実施計画	7	-	-	
		☆・業務手順について、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか。	調査の効率化	-	9	3	
<b>2 実施体制</b>							
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。 また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。	基本的な組織体制	5	-	-	
		・支出に係る証拠書類等の整理、保管体制等を有しているか。	基本的な設備環境	5	-	-	
		・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な実施体制が用意されているか。		5	-	-	
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	6	2	
		・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制(最低2名程度)が整っているか。		-	6	2	
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、水産物流通関係の基本的な知識(主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、漁業・水産加工業・冷凍冷蔵業等の知識)を有しているか。	専門性	-	9	3	
		・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、実務経験を有する者を配置することとなっているか。	処理能力	-	6	2	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	実務実績	-	6	2	
		・ISO9001又はISO20252の認証を受けているか。注1)	資格	-	3	1	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)の概要が必要な内容を含むか(水産物流通調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	5	-	-	
		☆・研修の計画に工夫がされているか(研修方法、研修時間など)	研修計画	-	6	2	
		☆・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか。		-	9	2	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	5	-	-	
		・プライバシーマークの認証を受けているか。注1)		-	3	1	
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。注2)	万全なセキュリティ	-	6	2	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。		-	3	1	
<b>3 個別業務の実施方法</b>							
3.1	調査関係用品の印刷・配布	・印刷・配布の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	5	-	-	
		☆・調査関係用品の誤配を防ぐ工夫が示されているか	調査票等配付業務の質	-	6	2	
3.2	調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給	・調査対象への調査の協力依頼、謝礼の支給についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	-	
		☆・調査対象へ調査内容をわかりやすく説明し、調査協力が得られるための工夫が示されているか	調査への協力依頼業務の質	-	12	4	
		☆・オンライン調査及び電子メールによる調査の導入促進の工夫が示されているか	効率化	-	15	5	

3.3	問い合わせ・苦情等対応	・調査客体からの問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的的手法	5	-	-
		☆ 調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問い合わせ・苦情等対応の工夫	-	9	3
3.4	調査票の回収及び督促	・調査票の回収及び督促についての手順が具体的に示されているか	基本的的手法	5	-	-
		☆ 調査票等を確実に回収(100%)するための創意工夫(調査対象の負担軽減のための帳票等の既存資料の受付)による設定がされているか	調査票回収・督促業務の質	-	12	4
3.5	調査票の審査・疑義照会対応	・調査票の審査、疑義照会についての手順が具体的に示されているか	基本的的手法	5	-	-
		☆ 審査・疑義照会を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか	調査票審査業務の質	-	12	4
		☆ 農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫が示されているか。		-	6	2
3.6	調査票のデータの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告	・調査票等のデータの電子化及び集計、統計表の作成、審査及び報告についての手順が具体的に示されているか	基本的的手法	5	-	-
		☆ 調査票等のデータの電子化、統計表を正確・迅速に作成・審査・集計するための工夫が示されているか。	効率化	-	12	4
		☆ 農林水産省からの疑義照会に迅速、適切に対応するための工夫(電子化の際の入力ミス等がないか確認する手順等を明記すること等)が示されているか。		-	6	2

#### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進

4.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下((1)～(3))の法令に基づく認定を受けているか</p> <p>(1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナえるぼし 10点 ※1</li> <li>・えるぼし3段階目 8点 ※2</li> <li>・えるぼし2段階目 7点 ※2</li> <li>・えるぼし1段階目 4点 ※2</li> <li>・行動計画 2点 ※3</li> </ul> <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定          ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定          なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。          ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>(2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん認定企業 8点</li> <li>・くるみん認定企業(新基準) 6点 ※4</li> <li>・くるみん認定企業(旧基準) 4点 ※5</li> </ul> <p>※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定          ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定</p> <p>(3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定 8点</li> </ul> <p>※6 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。</p>	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する ※「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について(依頼)」(内閣府男女共同参画局長通知(平成29年4月28日一部改正))を参照のこと。	-	10	-
-----	-----------------------------	--	---	---	----	---

#### 5 その他

5.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆ その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか	その他	-	6	2
-----	------------------------------	--------------------------------------	-----	---	---	---

62 178

☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目	120	-	120
実施体制、実績を評価する項目	120	62	58
技術点合計	240	62	178

必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で:0～3点の4段階により評価

注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う。

注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う。

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか(必須項目として評価する)、また、効果的なものであるか(加点として評価する)について行うものとする。

## ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（62点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

## イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」により0点から3点までを付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点178点）

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

## (2) 落札方式及び得点配分

### ア 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札予定者とする。

(7) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(4) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされる項目を全て満たしていること。

### イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

なお、技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を120点、実施体制、実績を評価する項目の配分を120点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	62点
技術点（加点項目：加点）	178点
価格点	120点

#### ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は62点とし、1つでも満たしていない場合は0点とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

#### エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分（120点） × （1 - 入札価格 ÷ 予定価格）

#### (3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、「(2) エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札予定者となるべき者が2人以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

#### (4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告による業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、農林水産省が自ら当該業務を実施することとしその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告することとする。

## 8 産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査に関する従来の実施状況に関する情報の開示

### (1) 開示情報

従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙12）のとおりとする。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目的の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

### (2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、農林水産省は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

## 9 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

農林水産省は、調査対象からの調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権（3(1)イ参照。）を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無償（ただし、通信費用、電気料等は利用者負担）とする。

## 10 契約により民間事業者が講ずべき措置等

### (1) 民間事業者が報告すべき事項

#### ア 報告等

3(3)で設定した「質の確保」がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告すること。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
調査拒否等報告	産地水産物用途別出荷量調査：随時	別紙6-1の様式によること
	冷蔵水産物在庫量調査：随時	別紙6-2の様式によること
問合せ、苦情等対応状況	産地水産物用途別出荷量調査：4月10日	別紙8-1の様式によること
	冷蔵水産物在庫量調査：調査	別紙8-2の様式によること

	実施月の翌月の5日	
調査票回収・督促状況	産地水産物用途別出荷量調査：4月10日 冷蔵水産物在庫量調査：調査実施月の翌月5日	別紙9-1の様式によること  別紙9-2の様式によること
疑義照会状況	産地水産物用途別出荷量調査：4月10日 冷蔵水産物在庫量調査：調査実施月の翌月5日	別紙11-1の様式によること  別紙11-2の様式によること
勤務体制表	産地水産物用途別出荷量調査：4月10日 冷蔵水産物在庫量調査：調査実施月の翌月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること</li> <li>・ 各工程の管理責任者の氏名、所属、連絡先を記載すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を記載すること</li> </ul> </li> <li>・ 調査票に係る業務の管理体制、調査票の保管体制及び調査票の管理・保管の状況を記載すること</li> </ul>
事業報告書		次の実施状況について記載すること
令和3年調査	令和4年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3(3)の業務遂行に当たり確保されるべき質</li> </ul>
令和4年調査	令和5年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の謝礼金支払額（支払件数）、謝礼金支払額（支給件数）及び受領辞退調査対象数</li> </ul>
令和5年調査	令和6年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティに関する取組</li> </ul>

## イ 調査

農林水産省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

- (7) 農林水産省から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。
- (4) 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入

等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

#### ウ 指示

農林水産省は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

### (2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

### (3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

#### ア 請負業務の開始及び中止

##### (7) 請負業務の開始

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

##### (4) 本業務の中止

民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

#### イ 公正な取扱い

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはならない。

(4) 民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

#### ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。ただし、3 (1) エの調査対象への謝礼支給は除く。

#### エ 宣伝行為の禁止

##### (7) 本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省統計部生産流通消費統計課消費統計室」や「水産物流通調査」、「産地水産物用途別出荷量調査」及び「冷蔵水産物在庫量調



査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が水産物流通調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

カ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

キ 記録及び帳簿

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

ク 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ケ 権利義務の帰属等

(ア) 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は農林水産省に帰属する。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、農林水産省の許可を得ることなく自ら行う事業又は農林水産省以外の者との契約（農林水産省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は農林水産省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 再委託の取扱い

(ア) 全部委託の禁止

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 再委託の合理性等

民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 契約後の再委託

民間事業者は、契約後やむを得ない事情により(イ)に記載のない再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 再委託先からの報告

民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先の義務

再委託先は、10(2)及び(3)イからサまでに掲げる事項について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(カ) 民間事業者の責任

民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(キ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

ス 契約内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、農林水産省は、法令改正等により業務内容等に変更が生じるときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、法第 21 条の手続を要せず契約を変更することができる。

セ 契約の解除

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(7) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

ソ 契約解除時の取扱い

(7) 契約解除時の請負報酬の支払

セに該当し、契約を解除した場合には、農林水産省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

(イ) 契約解除時の違約金と本業務の完了

セに該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに(7)の請負報酬を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期日までに納付するとともに、農林水産省との協議に基づ

き、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

農林水産省は、民間事業者が前項の規定による金額を農林水産省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 損害賠償

農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

タ 不可抗力免責

民間事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

チ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省が協議するものとする。

## 11 契約により民間事業者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 民間事業者に対する求償

農林水産省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 農林水産省に対する求償

民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

ア 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

イ 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「3 (1) カ納入物件及び納入期日」に定める納入期日を遅延したときは、遅延金として納入期日の翌日から履行完了までの遅延

日数 1 日につき契約金額の年 3 パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

## 12 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

### (1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、総務大臣が行う評価の時期（令和 4 年 6 月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和 4 年 3 月末日時点における状況を調査するものとする。

### (2) 調査の実施方法

農林水産省は、10(1)の報告等を基に、(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

### (3) 調査項目

ア 10(1)の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査対象への謝礼支給等が完了した時点）

### (4) 意見聴取等

農林水産省は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者及び調査対象から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

### (5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を受けるため、報告様式に従い令和 4 年 5 月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産本省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

## 13 その他の実施に関する必要事項

### (1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受けることがある。

### (2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 法第 25 条第 2 項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 10(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 10(1)イによる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
イ 正当な理由なく、10(1)ウによる指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違法行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。

(6) 水産物流通調査の監督上の措置等の監理委員会への報告

農林水産省は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

また、法第 45 条に基づき監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、10(1)イにより行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者 3 名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

## 産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の概要

調 査 名	公表データ	対 象	方 法
<b>産地水産物用途別出荷量調査</b> ※年 1 回	<p>【年別調査報告】            用途別出荷量            一用途別出荷量実数・構成比            一漁港別主要品目別用途別出荷量</p> <p>※用途別出荷量：調査区内の卸売市場において取引された水産物の最終的な用途別（生鮮食用向け、ねり製品・すり身、缶詰、その他食品加工品、魚油・飼肥料、養殖用又は漁業用餌料）の出荷量</p> <p>※19 品目：生鮮品・冷凍品</p>	<p>・水産庁で実施している水揚げ量・価格調査（年間調査）の調査区のうち 調査品目の水揚量が年間調査の当該品目の水揚量のおおむね 6 割を占める約 32 調査を選定し 調査区内の全ての卸売業者及び漁業協 合（※卸売業者で把握できない場合は仲卸業者）</p>	<p>・卸売業者等への郵送、オンライン又は FAX による自計調査</p>
<b>冷蔵水産物在庫量調査</b> ※月 1 回	<p>【月別報告】            主要品目別月間入・在庫量及び月末在庫量            主要品目別月末在庫量の上位 7 市町村</p> <p>※39 品目：生鮮品、冷凍品、塩蔵品、水産加工品</p> <p>【年別調査報告】※月別報告を集計したもの。            月別産地・消費地別 一調査工場数、調査冷蔵能力            月別品目別月間入荷量 一合計、産地 消費地            品目別月間出荷量 一合計、産地、消費地            月別品目別月間在庫量 一合計、産地 消費地            品目別月別市町村別月末在庫量</p>	<p>・全国の総冷蔵能力の 50%に達するまでの産地 40 市区町村及び消費地 14 市区町村を調査対象とし、水産物を取り扱う主機（冷凍圧縮機）10 馬力以上の冷凍・冷蔵工場のうち 調査市 町ごとの総冷蔵能力に対し調査する冷蔵能力の累計が 80%に達するまでの約 500 冷凍・冷蔵工場</p>	<p>・冷凍・冷蔵工場等への郵送、オンライン（政府統計共同利用システム及び電子メール）及び FAX による自計調査</p>

## 産地水産物用途別出荷量調査における調査区一覧表（令和元年調査実績）

都道府県	調査区
北海道	羅臼
	根室
	釧路
	函館
	稚内
	網走
	小樽
青森	八戸
岩手	宮古
宮城	気仙沼
	女川
	石巻
	塩釜
福島	小名浜
千葉	銚子
神奈川	三崎

都道府県	調査区
静岡	沼津
	焼津
新潟	新潟
京都	舞鶴
兵庫	香住
和歌山	勝浦
鳥取	境
島根	浜田
山口	下関
愛媛	八幡浜
福岡	福岡
佐賀	唐津
長崎	松浦
	長崎
鹿児島	阿久根
	枕崎

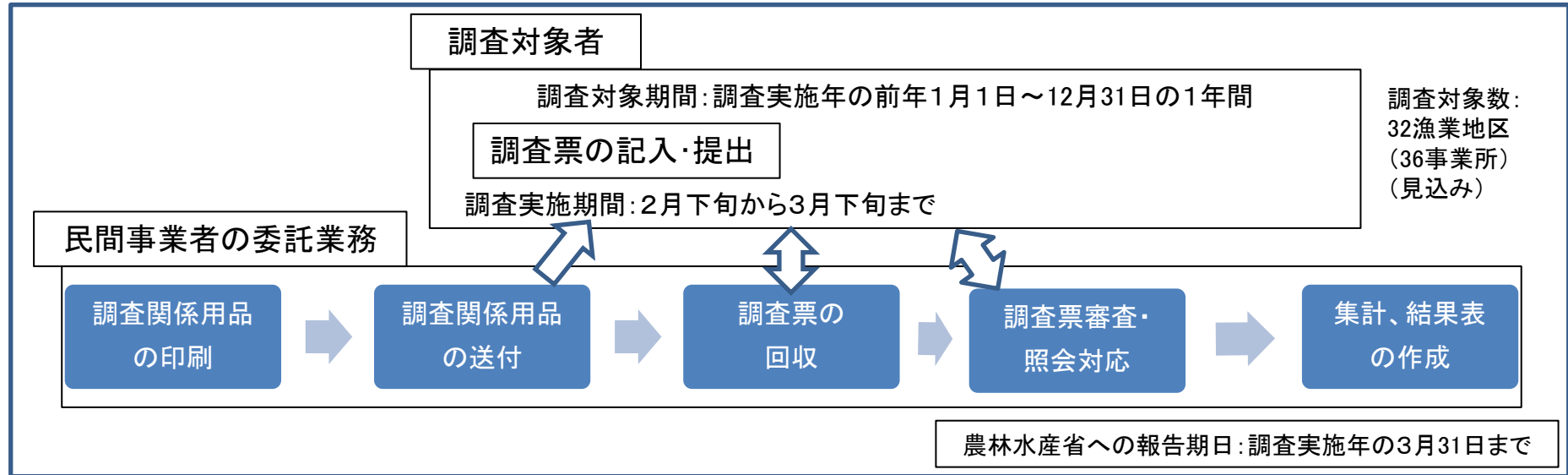
**冷蔵水産物在庫量調査**  
**調査対象市区町村一覧表（令和元年調査実績）**

産地	都道府県	調査市区町村
	北海道	稚内市
		網走市
		紋別市
		根室市
		釧路市
		白糠町
		函館市
		森町
		留萌市
		小樽市
	青森	青森市
		八戸市
	岩手	宮古市
		大船渡市
		釜石市
	宮城	石巻市
		塩釜市
		気仙沼市
		女川町
福島	いわき市	
茨城	ひたちなか市	
	神栖市	
千葉	銚子市	
神奈川	三浦市	
静岡	沼津市	
	静岡市	
	焼津市	
新潟	新潟市	
石川	金沢市	
鳥取	境港市	
島根	浜田市	
山口	下関市	
佐賀	唐津市	
長崎	長崎市	
	佐世保市	
熊本	天草市	
鹿児島	鹿児島市	
	枕崎市	
	指宿市	
沖縄	那覇市	
産地計	19	40

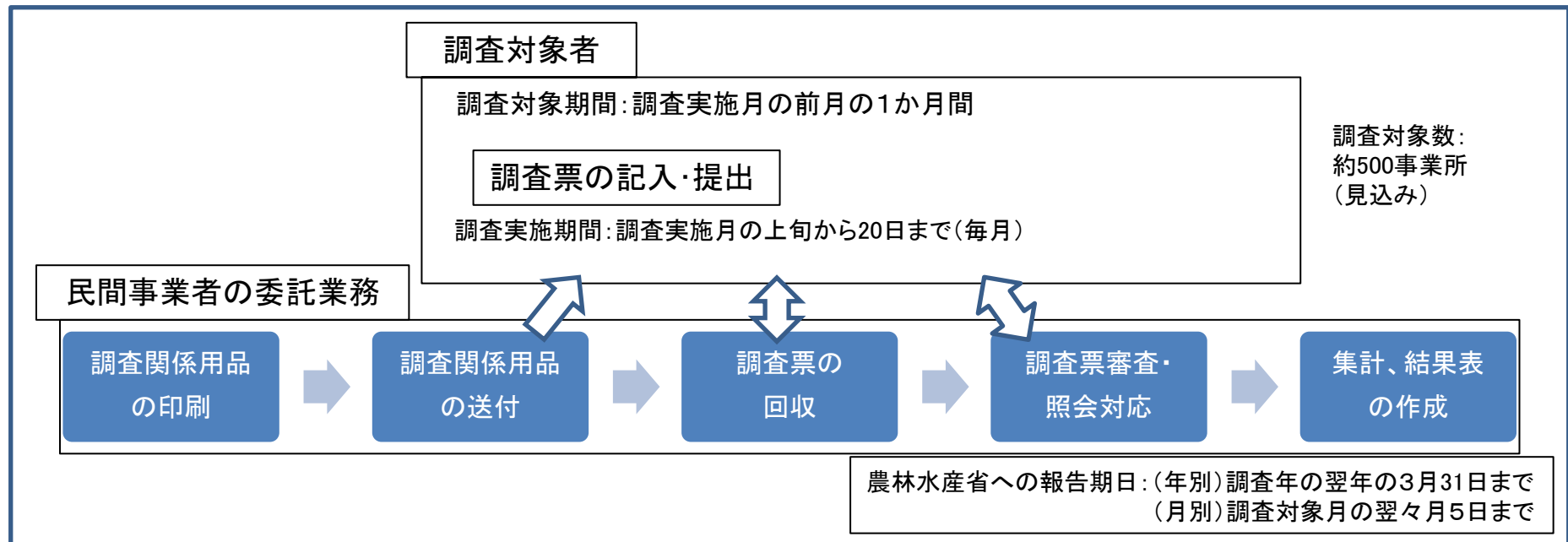
消費地	都道府県	調査市区町村
	北海道	札幌市
	宮城	仙台市
	千葉	千葉市
		船橋市
	東京	東京都区部
	神奈川	横浜市
		川崎市
	愛知	名古屋市
	京都	京都市
	大阪	大阪市
	兵庫	神戸市
広島	広島市	
福岡	北九州市	
	福岡市	
消費地計	11	14
合計		54



○産地水産物用途別出荷量調査の流れ図



○冷蔵水産物在庫量調査(年別・月別調査)の流れ図



※調査票の回収には、調査票(紙媒体)による回収の他、オンライン調査システムや電子メール等による回収を含む。

## 調査対象配布用品一覧

調査関係用品番号	関係用品・作成物	農林水産省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	調査対象への送付時期	積算内訳
<b>産地水産物用途別出荷量調査</b>						
1	調査への御協力をお願い	○	○	12	2月	(令和3~5)36(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=43
2	調査への御協力をお願い (往復郵送調査用)	○	○	12	2月	(令和3~5)36(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=43
3	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	○	×	2月	(令和3~5)36(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=43
4	返信用封筒 (往復郵送調査用)	×	○	×	2月	(令和3~5)36(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=43
5	調査票の記入の仕方 (産地水産物用途別出荷量調査票)	○	○	12	2月	(令和3~5)36(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=43
6	産地水産物用途別出荷量調査票	○	○	12	2月	(令和3~5)36(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=43
<b>冷蔵水産物在庫量調査</b>						
7	調査への御協力をお願い	○	○	4	4月	(令和3~5)500(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=530
8	調査への御協力をお願い (往復郵送調査用)	○	○	4	4月	(令和3~5)500(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=530
9	送付用封筒(調査関係用品送付用)	×	○	×	4月	(令和3~5)500(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=530
10	返信用封筒 (往復郵送調査用)	×	○	×	4月	(令和3~5)500(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=530
11	オンライン調査への御協力をお願い	○	○	4	4月	(令和3~5)500(調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=530
12	オンライン調査システム操作ガイド	○	○	4	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
13	オンライン調査用ID・パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を選択した調査対象に配布
14	調査票の記入の仕方 (冷蔵水産物在庫量流通調査票)	○	○	4	4月	(令和3~5)500(冷蔵水産物流通調査対象数)×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=530
15	冷蔵水産物在庫量流通調査票	○	○	4	4月	(令和3~5)500(冷蔵水産物流通調査対象数)×12ヶ月×1.05(予備)+5(農林水産省提出分)=6,305

※積算内訳は、調査の規模(水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査における民間競争入札実施要項2を参照)を踏まえ算出したものであり、今後実際に調査を行う際、調査対象が選択する調査方法により配付が不要になることや予算等により調査数の変動があるため、これと一致するとは限らない。





## 冷蔵水産物在庫量調査に御協力いただいている皆様へ ～オンライン調査への御協力をお願い～

農林水産省内水産物流通調査事務局

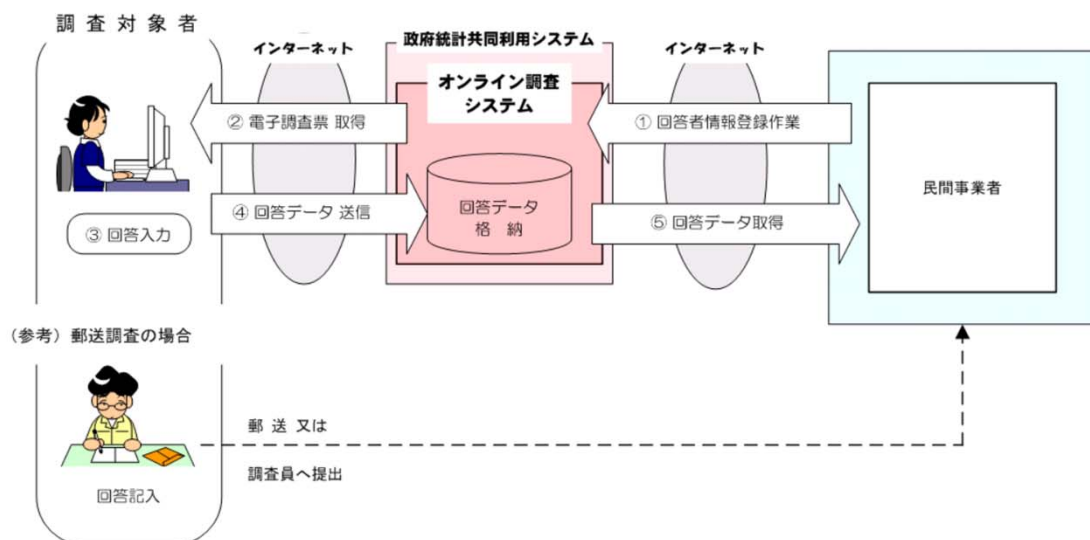
日頃より、冷蔵水産物在庫量調査に御協力いただき誠にありがとうございます。

本調査は、冷凍・冷蔵工場における水産物について、入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにするとともに、水産行政の基礎資料の整備を目的として実施しており、今後とも調査に対する御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本調査は、パソコンを利用したインターネットによる御回答（以下「オンライン調査」と称します。）が可能となっております。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン調査への皆様の御協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査に御協力いただける方は、下記のお問合せ先に御連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調査システムの操作方法」等を配布させていただきます。

### ◇ オンライン調査のイメージ図



### 【お問合せ先】

農林水産省内水産物流通調査事務局

TEL：

担当者：

# オンライン調査の御案内

## ◇ オンライン調査の特徴

- 全ての作業がパソコン画面上で行えます。  
調査に関する全ての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。
- 皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。  
調査期間中、1日24時間、皆様の御都合の良い時間に御回答いただけます。
- セキュリティは確保されます。  
このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配布されます。  
このIDで御回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。  
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

## ◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

- インターネット接続環境  
ブロード環境を推奨します。
- パソコン環境

### ■ 「HTML調査票」又は「Excel調査票」に回答していただく場合

OS	ブラウザ		表計算ソフト（※3） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
	Internet Explorerの場合	Internet Explorer以外の場合	
Windows 10（※1）	Internet Explorer 11.0	Firefox 78.0	Microsoft Office Excel 2019
Windows 8.1（※1）		Google Chrome 83.0	Microsoft Office Excel 2016
Windows 7 ESU （※4）	-	Microsoft Edge 44.1（※2）	Microsoft Office Excel 2013 Microsoft Office Excel 2010
macOS 10.15	-	Safari 13.1	-

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）「Windows 10」での利用に限ります。

（※3）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・ Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
  - ・ 利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
  - ・ マクロ機能が組み込まれているExcel調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
- また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

（※4）Windows 7は、2020年1月14日にMicrosoft社のサポートを終了しているため当サイトの推奨環境から対象外となっております。

当サイトにおいては、Windows 7 ESUの環境にて動作確認を行っておりますが、ESUの利用を推奨するものではありません。

拡張セキュリティ更新（ESU）プログラムの詳細は[Microsoft社のホームページ](#)でご確認ください。

### ■ 「PDF調査票」に回答していただく場合

OS	ブラウザ		PDF利用ソフト（※3）
	Internet Explorerの場合	Internet Explorer以外の場合	
Windows 10（※1）	Internet Explorer11.0 （※2）	-	Adobe Acrobat Reader DC
Windows 8.1（※1）		-	

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）32bit版での利用に限ります。

（※3）PDF利用ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・ Adobe Reader 以外のPDF利用ソフトには対応しておりません。
- ・ Adobe Reader の環境設定でJavaスクリプトが有効になっている必要があります。

## (秘)令和 年 水産物流通調査業務(産地水産物用途別出荷量調査) 調査拒否等報告

No. \_\_\_\_\_

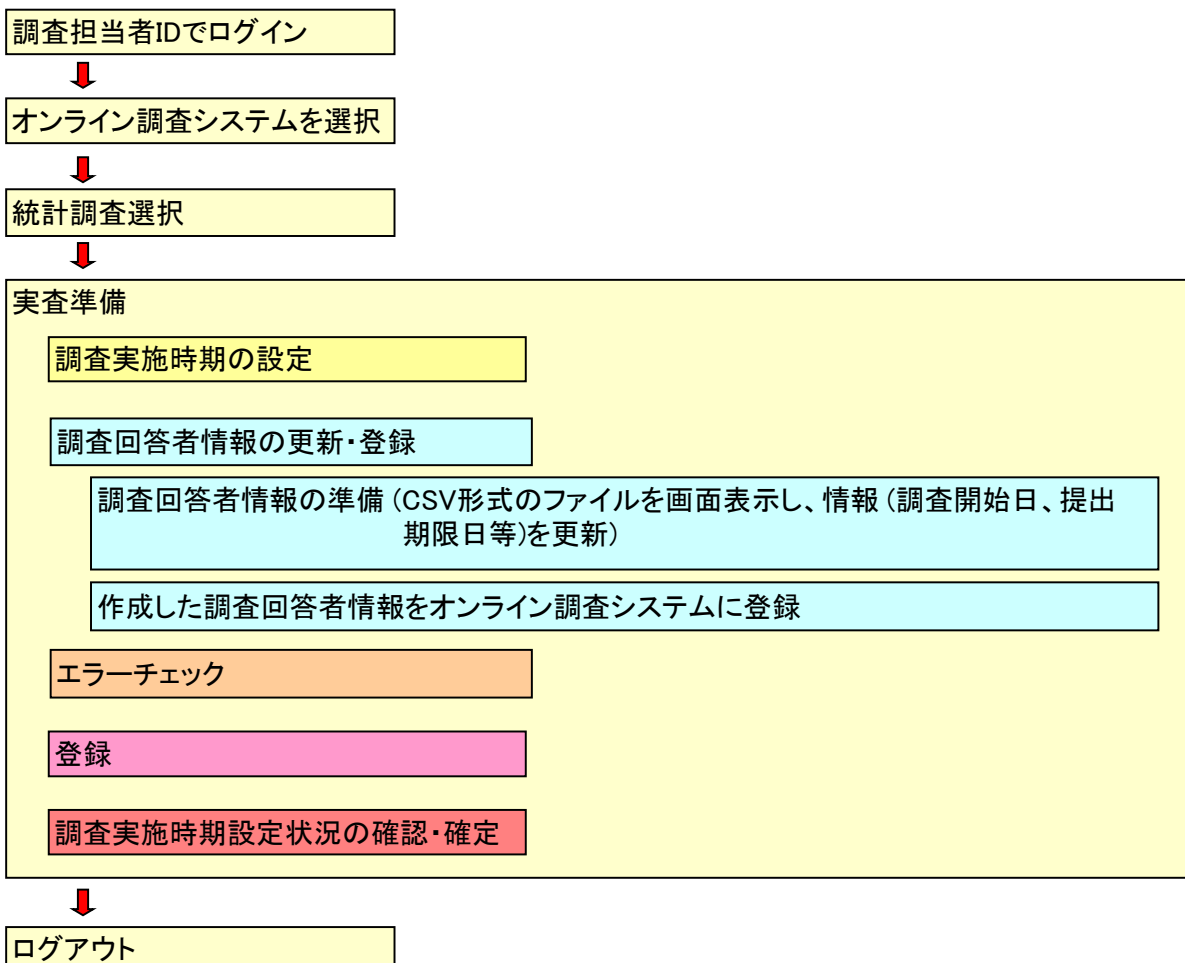
No	月日	応対時刻	指標コード				卸売業者・漁業協同 組合等の名称	調査拒否・遅延理由等
			調査区		整理番号			
	/							<記入例①> 日常の仕事が忙しいので、調査(情報収集)に協力する時間がない。また、調査結果が何に利用されているのか解らない。
	/							<記入例②> 個人情報なので調査に協力できない。
	/							
	/							
	/							
	/							



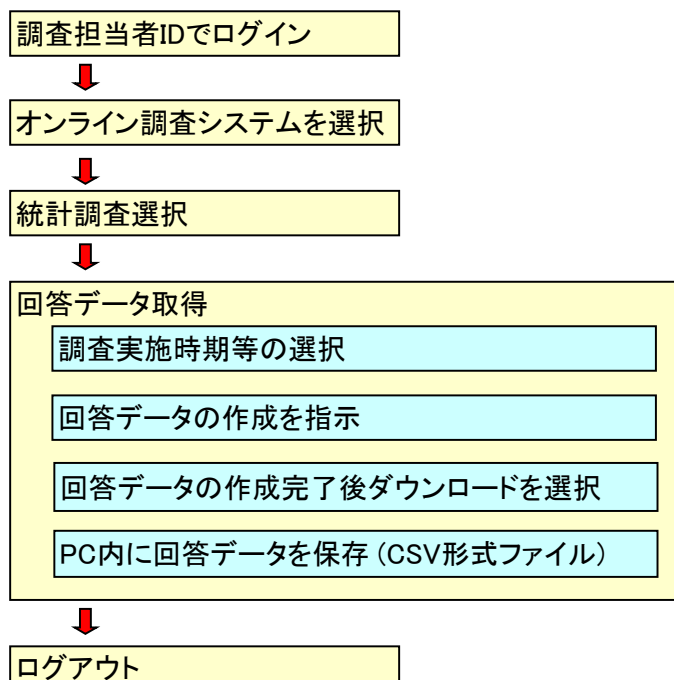


## 冷蔵水産物在庫量調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

### 1. 回答者情報登録作業



### 2. 回答データ取得作業











產地水産物用途別出荷量調査  
審査事項一覧表

農林水産省大臣官房統計部

## 目 次

1	調査票の審査	1
2	集計結果表の審査	2
	(参考) 調査用語の説明	3
	(参考) 品目分類	4
	(参考) 調査区一覧表	5
	(参考) 集計結果表の例	6

# 1 調査票の審査

項番	審査事項	対処方法
1	指標部等に、誤りがないか確認する。	卸売業者・漁業協同組合等名簿の各コードと確認する。 回収状況等は、調査票回収・督促状況に整理する。
2	上場水揚量及び生鮮食用向け、ねり製品・すり身等の用途別出荷量データについて、誤りがないか審査する。	<p>前年以前の調査票を参考に比較検討を行い、審査する。疑義が生じた場合は、調査対象へ確認を行い、修正が生じたら調査票へ修正データを記入する。</p> <p>① データの記入に誤りがないか。          ② 記入欄に欄違いがないか。          ③ 調査単位（トン）に誤りがないか（単位未満の数値は四捨五入する。）。          ④ 用途別出荷量の上場水揚量と、農林水産省から提供する産地水揚量・価格調査（年間）の上場水揚量が一致しているか。          ⑤ 記入漏れがないか。          ⑥ 上場水揚量がなかった魚種の欄は、空欄となっているか（「0（ゼロ）」とは記入しない。）生鮮食用向け」、「ねり製品・すり身」、「缶詰」、「その他の食用加工品」、「魚油・飼肥料」、「養殖用又は漁業用餌料」の合計が、上場水揚量と一致しているか。</p> <p>また、次の事項についても、適切にデータが記入されているか、審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各品目において、天然、養殖の区別をせず記入されているか。</li> <li>「まぐろ」は20Kg以上、「めばち」及び「きはだ」はおおむね10kg以上の成魚に限り、冷凍品はフィレーを含め記入されているか。</li> <li>「ぶり類」には、通称「ぶり（はまち・いなだ）」、「ひらまさ」「かんぱち」を含め記入されているか。ただし、「もじゃこ」等の養殖用種苗は除かれている。</li> <li>「たら」は「まだら」のみ記入されているか。「底だら（メルルーサ・リング・ギンダラ・イソギンチャク・ホキ・イトヒキダラ）」を除かれているか。</li> <li>「するめいか」は外国水域で漁獲された「アルゼンチンまついか」「ニュージーランドするめいか」が含まれているか。またツボ抜き・ロールイカ等に調整されたものが含まれているか。</li> <li>乾製品（あじの開き、いわし丸干し等）・節類（かつお節、さば節、あじ節等）・塩蔵品（塩さば、塩さんま、いか塩辛）・漬魚（さけ西京漬け・さけ粕漬け等）・酢漬（メさば、メさんま等）・冷凍食品（あじフライ、いかフライ等）は、「その他の食用加工品」に含め、記入されているか。</li> </ul>
3	その他の確認事項。	担当者の変更・連絡先の変更があった場合には、随時、名簿を更新する。



## 2 集計結果表の審査

項番	審査事項	対処方法
1	審査済み調査票のデータが正しく電子化されているか確認する。	<p>全ての審査済み調査票のデータが電子化されたか、電子化されたデータに入力ミスや桁ズレ等の誤りがないか、確認する。</p> <p>また、データ登録時、マイナスや合計値が異なる等のエラー値がないかチェックする。</p> <p>なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。</p>
2	集計結果表のデータについて、正しく集計されているか確認する。	<p>集計結果表は、下記のポイントを重点的にチェックすること。</p> <p>【チェック条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量が5桁を超える数値の場合は、kgで記載されていることが考えられるので、このように明らかに数値が大きく記入ミスと思われる場合には調査対象に問い合わせる。</li> <li>・ 用途別出荷量の集計結果表において、実数と構成比の内容が一致すること。</li> <li>・ 集計結果表（漁港別主要品目別用途別出荷量）の各品目の合計値と集計結果表（用途別出荷量実数・構成比）の用途別出荷量の合計値が一致すること。</li> <li>・ 集計結果表で、数値のないセルは「-」と記載されていること。</li> <li>・ 集計した帳票は、過去の帳票も合わせて複数年並べ、各用途の割合の傾向を参考にチェックする。極端に増えたものや極端に減ったものがあつた場合、調査対象に事実確認を行う（考えられる事例として、その地域にあつた唯一の缶詰工場が廃業になつた場合などがある）。</li> <li>・ 用途別出荷量調査の市場上場水揚量と、水揚量・価格調査（年間）の上場水揚量が異なる場合、後者の数値に合わせることをとする。この場合、各用途の数値の割合は、水揚量・価格調査（年間）の数値の割合で引き伸ばし、再計算した値を用いる。</li> </ul>

## (参考)調査用語の説明

- 1 上場水揚量  
調査区内の卸売市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量をいう。(搬入量(調査区外の漁港等から搬入されてもの)及び冷蔵庫から出庫された量は除く。)
- 2 用途別出荷量  
調査区内の卸売市場において取り引きされた水産物の最終的な用途別(生鮮食用向け、ねり製品・すり身向け、缶詰向け、その他の食用加工向け、魚油・飼肥料向け、養殖用又は漁業用餌料向け)の出荷量である。

## 産地水産物用途別出荷量の品目分類

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示
ま ぐ ろ	生	くろまぐろ、みなみまぐろ(いんどまぐろを含む。)の成魚。(おおむね20kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。
	冷	
め ば ち	生	めばちの成魚。(おおむね10kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。
	冷	
き は だ	生	きはだの成魚。(おおむね10kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。
	冷	
か つ お	生	かつお(すま(やいと)、はがつお(きつねがつお)等のかつおを除く。)
	冷	
さけ・ます類	生	べにざけ、しろざけ(さけ、あきさけ)、ぎんざけ、ますのすけ等のさけ類。からふとます、さくらます等のます類。
ま い わ し		まいわし
か た く ち い わ し		かたくちいわし
ま あ じ		通称まあじ、じんた、ぜんご(まあじの幼魚)と呼ばれているもの。(めあじ(あかあじ)、かいわり、くろあじ、しまあじ等のあじ類を除く。)
さ ば 類		まさば(ひらさば)、ごまさば(まるさば)
さ ん ま		さんま
ぶ り 類		通称ぶり(はまち、いなだ)、ひらまさ、かんぱち等と呼ばれているもの(もじゃこ(ぶりの幼魚)の養殖向けのもの除く。)
か れ い 類	生	まがれい、あぶらがれい、うしのした類のほか、ひらめの一部(がんぞうびらめ、やりがれい)を含む。
た ら	生	まだら(底だら(メルルーサ、リング、ギンダラ、ハドック、ホキ、イトヒキダラ等)を除く。)
す る め い か	生	するめいか(外国水域で漁獲されるアルゼンチンまついか、ニュージーランドするめいかを含む。)で、つぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。
	冷	

## 用途別出荷量調査における調査区一覧表(令和元年調査実績)

都道府県	調査区
北海道	羅臼
	根室
	釧路
	函館
	稚内
	網走
	小樽
青森	八戸
岩手	宮古
宮城	気仙沼
	女川
	石巻
	塩釜
福島	小名浜
千葉	銚子
神奈川	三崎

都道府県	調査区
静岡	沼津
	焼津
新潟	新潟
京都	舞鶴
兵庫	香住
和歌山	勝浦
鳥取	境
島根	浜田
山口	下関
愛媛	八幡浜
福岡	福岡
佐賀	唐津
長崎	松浦
	長崎
鹿児島	阿久根
	枕崎

1 用途別出荷量（令和 年）

(1) 品目別用途別出荷量（〇〇漁港・19品目）

ア 実数

単位：t

品目	計量 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工 向け	魚油・ 飼料 向け	養殖用又は 漁業向け
合計	(1)						
生鮮品計	(2)						
まぐろ	(3)						
めばち	(4)						
きばだ	(5)						
かっお	(6)						
さけ・ます類	(7)						
さいわし	(8)						
かたくいわし	(9)						
まさじ	(10)						
さば類	(11)						
さばま	(12)						
ぶり類	(13)						
かれい類	(14)						
たら	(15)						
すゐか	(16)						
冷凍品計	(17)						
まぐろ	(18)						
めばち	(19)						
きばだ	(20)						
かっお	(21)						
すゐか	(22)						

注：合計は、調査した19品目の積み上げ値であり、生鮮品及び冷凍品の各計は、それぞれの品目の積み上げ値である（以下の各表において同じ。）。

1 用途別出荷量（令和 年）

(1) 品目別用途別出荷量（〇〇漁港・19品目）

イ 構成比

単位：%

品 目	計 量 ( 出 荷 量 )	生 鮮 食 用 向 け	ね り 製 品 ・ す り 身 向 け	缶 詰 向 け	そ の 他 の 食 用 加 工 品 向 け	魚 油 ・ 肥 料 向 け	養 殖 用 又 は 漁 業 用 餌 料 向 け
合 計 (1)							
生 鮮 品 計 (2)							
ま め ぐ ろ (3)							
め き ば ち (4)							
か き は だ (5)							
さ け ・ ま す 類 (7)							
ま い わ し (8)							
か た ち い わ し (9)							
ま あ じ (10)							
さ ば 類 (11)							
さ ん ま (12)							
ぶ り 類 (13)							
か れ い 類 (14)							
た ら (15)							
す る め い か (16)							
冷 凍 品 計 (17)							
ま め ぐ ろ (18)							
め き ば ち (19)							
か き は だ (20)							
さ け ・ ま す 類 (21)							
ま い わ し (22)							

1 用途別出荷量（令和 年）

(2) 漁港別品目別用途別出荷量（〇〇漁港）

単位：t

漁品	港目	計 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工品 向け	魚油・ 飼肥料 向け	養殖用又は 漁業用餌料 向け
<b>稚内（北海道）</b>								
	計	(1)						
	さけ・ます類（生鮮）	(2)						
	かれい類（生鮮）	(3)						
	ぶり類（生鮮）	(4)						
	たら（生鮮）	(5)						
	するめいか（生鮮）	(6)						
<b>網走（北海道）</b>								
	計	(7)						
	さけ・ます類（生鮮）	(8)						
	ぶり類（生鮮）	(9)						
	かれい類（生鮮）	(10)						
	たら（生鮮）	(11)						
	するめいか（生鮮）	(12)						
<b>羅臼（北海道）</b>								
	計	(13)						
	さけ・ます類（生鮮）	(14)						
	かれい類（生鮮）	(15)						
	たら（生鮮）	(16)						
	するめいか（生鮮）	(17)						
<b>根室（北海道）</b>								
	計	(18)						
	さけ・ます類（生鮮）	(19)						
	まいわし（生鮮）	(20)						
	さば類（生鮮）	(21)						
	さんま（生鮮）	(22)						
	ぶり類（生鮮）	(23)						
	かれい類（生鮮）	(24)						
	たら（生鮮）	(25)						
	するめいか（生鮮）	(26)						
<b>釧路（北海道）</b>								
	計	(27)						
	さけ・ます類（生鮮）	(28)						
	まいわし（生鮮）	(29)						
	さば類（生鮮）	(30)						
	さんま（生鮮）	(31)						
	かれい類（生鮮）	(32)						
	たら（生鮮）	(33)						
	するめいか（生鮮）	(34)						
<b>函館（北海道）</b>								
	計	(35)						
	まいわし（生鮮）	(36)						
	さば類（生鮮）	(37)						
	するめいか（生鮮）	(38)						
	するめいか（冷凍）	(39)						
<b>小樽（北海道）</b>								
	計	(40)						
	さけ・ます類（生鮮）	(41)						
	さば類（生鮮）	(42)						
	かれい類（生鮮）	(43)						

1 用途別出荷量（令和 年）

(2) 漁港別品目別用途別出荷量（〇〇漁港）

単位：t

漁品	港目	計 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工品 向け	魚油・ 飼料 向け	養殖用又は 漁業用餌料 向け
た	ら（生鮮）	(44)						
す	るめいか（生鮮）	(45)						
す	るめいか（冷凍）	(46)						
<b>八戸（青森）</b>								
	<b>計</b>	<b>(47)</b>						
ま	ぐろ（生鮮）	(48)						
さ	け・ます類（生鮮）	(49)						
ま	いわし（生鮮）	(50)						
か	たくちいわし（生鮮）	(51)						
さ	ば類（生鮮）	(52)						
ぶ	り類（生鮮）	(53)						
か	れい類（生鮮）	(54)						
た	ら（生鮮）	(55)						
す	るめいか（生鮮）	(56)						
す	るめいか（冷凍）	(57)						
<b>宮古（岩手）</b>								
	<b>計</b>	<b>(58)</b>						
ま	ぐろ（生鮮）	(59)						
さ	け・ます類（生鮮）	(60)						
ま	いわし（生鮮）	(61)						
ま	あじ（生鮮）	(62)						
さ	ば類（生鮮）	(63)						
さ	んま（生鮮）	(64)						
ぶ	り類（生鮮）	(65)						
か	れい類（生鮮）	(66)						
た	ら（生鮮）	(67)						
す	るめいか（生鮮）	(68)						
<b>気仙沼（宮城）</b>								
	<b>計</b>	<b>(69)</b>						
ま	ぐろ（生鮮）	(70)						
め	ばち（生鮮）	(71)						
き	はだ（生鮮）	(72)						
か	つお（生鮮）	(73)						
さ	け・ます類（生鮮）	(74)						
ま	いわし（生鮮）	(75)						
ま	あじ（生鮮）	(76)						
さ	ば類（生鮮）	(77)						
さ	んま（生鮮）	(78)						
ぶ	り類（生鮮）	(79)						
か	れい類（生鮮）	(80)						
た	ら（生鮮）	(81)						
め	ばち（冷凍）	(82)						
き	はだ（冷凍）	(83)						
か	つお（冷凍）	(84)						
<b>女川（宮城）</b>								
	<b>計</b>	<b>(85)</b>						
ま	ぐろ（生鮮）	(86)						
き	はだ（生鮮）	(87)						
か	つお（生鮮）	(88)						



1 用途別出荷量（令和 年）

(2) 漁港別品目別用途別出荷量（〇〇漁港）

単位：t

漁品	港目	計 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工品 向け	魚油・ 飼料 向け	養殖用又は 漁業用餌料 向け
さけ・ます類	(生鮮)	(89)						
まいわし	(生鮮)	(90)						
かたくちいわし	(生鮮)	(91)						
まあじ	(生鮮)	(92)						
さば類	(生鮮)	(93)						
さんま	(生鮮)	(94)						
ぶり類	(生鮮)	(95)						
かれい類	(生鮮)	(96)						
たら	(生鮮)	(97)						
するめいか	(生鮮)	(98)						
<b>石巻（宮城）</b>								
<b>計</b>		<b>(99)</b>						
まぐろ	(生鮮)	(100)						
めばち	(生鮮)	(101)						
きはだ	(生鮮)	(102)						
かつお	(生鮮)	(103)						
さけ・ます類	(生鮮)	(104)						
まいわし	(生鮮)	(105)						
かたくちいわし	(生鮮)	(106)						
まあじ	(生鮮)	(107)						
さば類	(生鮮)	(108)						
さんま	(生鮮)	(109)						
ぶり類	(生鮮)	(110)						
かれい類	(生鮮)	(111)						
たら	(生鮮)	(112)						
するめいか	(生鮮)	(113)						
まぐろ	(冷凍)	(114)						
めばち	(冷凍)	(115)						
きはだ	(冷凍)	(116)						
かつお	(冷凍)	(117)						
<b>塩釜（宮城）</b>								
<b>計</b>		<b>(118)</b>						
まぐろ	(生鮮)	(119)						
めばち	(生鮮)	(120)						
きはだ	(生鮮)	(121)						
かつお	(生鮮)	(122)						
まいわし	(生鮮)	(123)						
まあじ	(生鮮)	(124)						
さば類	(生鮮)	(125)						
かれい類	(生鮮)	(126)						
たら	(生鮮)	(127)						
<b>小名浜（福島）</b>								
<b>計</b>		<b>(128)</b>						
まぐろ	(生鮮)	(129)						
かつお	(生鮮)	(130)						
まいわし	(生鮮)	(131)						
まあじ	(生鮮)	(132)						
さば類	(生鮮)	(133)						
さんま	(生鮮)	(134)						
かれい類	(生鮮)	(135)						
たら	(生鮮)	(136)						

1 用途別出荷量（令和 年）

(2) 漁港別品目別用途別出荷量（〇〇漁港）

単位：t

漁品	港目	計 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工品 向け	魚油・ 飼料 向け	養殖用又は 漁業用餌料 向け
ま	ぐ	ろ (冷凍) (137)						
め	ば	ち (冷凍) (138)						
き	は	だ (冷凍) (139)						
か	つ	お (冷凍) (140)						
<b>銚子 (千葉)</b>								
		(141)						
計		(141)						
ま	ぐ	ろ (生鮮) (142)						
め	ば	ち (生鮮) (143)						
き	は	だ (生鮮) (144)						
か	つ	お (生鮮) (145)						
ま	い	わし (生鮮) (146)						
ま	あ	じ (生鮮) (147)						
さ	ば	類 (生鮮) (148)						
さ	ん	ま (生鮮) (149)						
ぶ	り	類 (生鮮) (150)						
か	れ	い類 (生鮮) (151)						
た		ら (生鮮) (152)						
す	る	めいか (生鮮) (153)						
<b>三崎 (神奈川)</b>								
		(154)						
計		(154)						
き	は	だ (生鮮) (155)						
か	つ	お (生鮮) (156)						
ま	い	わし (生鮮) (157)						
か	た	くちいわし (生鮮) (158)						
ま	あ	じ (生鮮) (159)						
さ	ば	類 (生鮮) (160)						
ぶ	り	類 (生鮮) (161)						
か	れ	い類 (生鮮) (162)						
ま	ぐ	ろ (冷凍) (163)						
め	ば	ち (冷凍) (164)						
き	は	だ (冷凍) (165)						
か	つ	お (冷凍) (166)						
<b>沼津 (静岡)</b>								
		(167)						
計		(167)						
き	は	だ (生鮮) (168)						
か	つ	お (生鮮) (169)						
ま	い	わし (生鮮) (170)						
か	た	くちいわし (生鮮) (171)						
ま	あ	じ (生鮮) (172)						
さ	ば	類 (生鮮) (173)						
ぶ	り	類 (生鮮) (174)						
か	れ	い類 (生鮮) (175)						
た		ら (生鮮) (176)						
す	る	めいか (生鮮) (177)						
<b>焼津 (静岡)</b>								
		(178)						
計		(178)						
ま	ぐ	ろ (生鮮) (179)						
め	ば	ち (生鮮) (180)						
き	は	だ (生鮮) (181)						
か	つ	お (生鮮) (182)						

1 用途別出荷量（令和 年）

(2) 漁港別品目別用途別出荷量（〇〇漁港）

単位：t

漁品	港目	計 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工品 向け	魚油・ 飼料 向け	養殖用又は 漁業用餌料 向け
ま	いわし	(183)						
ま	あじ	(184)						
さ	ば類	(185)						
す	るめいか	(186)						
ま	ぐろ	(187)						
め	ばち	(188)						
き	はだ	(189)						
か	つお	(190)						
<b>勝浦（和歌山）</b>								
<b>計</b>		<b>(191)</b>						
ま	ぐろ	(192)						
め	ばち	(193)						
き	はだ	(194)						
か	つお	(195)						
ま	あじ	(196)						
さ	ば類	(197)						
さ	んま	(198)						
ぶ	り類	(199)						
<b>八幡浜（愛媛）</b>								
<b>計</b>		<b>(200)</b>						
ま	いわし	(201)						
か	たくちいわし	(202)						
ま	あじ	(203)						
さ	ば類	(204)						
ぶ	り類	(205)						
か	れい類	(206)						
す	るめいか	(207)						
<b>新潟（新潟）</b>								
<b>計</b>		<b>(208)</b>						
ま	ぐろ	(209)						
さ	け・ます類	(210)						
ま	いわし	(211)						
ま	あじ	(212)						
さ	ば類	(213)						
ぶ	り類	(214)						
か	れい類	(215)						
た	ら	(216)						
す	るめいか	(217)						
<b>舞鶴（京都）</b>								
<b>計</b>		<b>(218)</b>						
ま	いわし	(219)						
か	たくちいわし	(220)						
ま	あじ	(221)						
さ	ば類	(222)						
ぶ	り類	(223)						
か	れい類	(224)						
た	ら	(225)						
す	るめいか	(226)						
<b>香住（兵庫）</b>								
<b>計</b>		<b>(227)</b>						

1 用途別出荷量（令和 年）

(2) 漁港別品目別用途別出荷量（〇〇漁港）

単位：t

漁品	港目	計 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工品 向け	魚油・ 飼料 向け	養殖用又は 漁業用餌料 向け
ま	い	わ	し (生鮮)	(228)				
ま	あ	じ (生鮮)	(229)					
さ	ば	類 (生鮮)	(230)					
ぶ	り	類 (生鮮)	(231)					
か	れ	い 類 (生鮮)	(232)					
た		ら (生鮮)	(233)					
す	る	めい いか (生鮮)	(234)					
<b>境（鳥取）</b>								
		<b>計</b>		<b>(235)</b>				
ま	ぐ	ろ (生鮮)	(236)					
か	つ	お (生鮮)	(237)					
ま	い	わし (生鮮)	(238)					
か	た	くちいわし (生鮮)	(239)					
ま	あ	じ (生鮮)	(240)					
さ	ば	類 (生鮮)	(241)					
ぶ	り	類 (生鮮)	(242)					
す	る	めい いか (生鮮)	(243)					
<b>浜田（島根）</b>								
		<b>計</b>		<b>(244)</b>				
ま	い	わし (生鮮)	(245)					
か	た	くちいわし (生鮮)	(246)					
ま	あ	じ (生鮮)	(247)					
さ	ば	類 (生鮮)	(248)					
ぶ	り	類 (生鮮)	(249)					
か	れ	い 類 (生鮮)	(250)					
す	る	めい いか (生鮮)	(251)					
<b>下関（山口）</b>								
		<b>計</b>		<b>(252)</b>				
ま	い	わし (生鮮)	(253)					
か	た	くちいわし (生鮮)	(254)					
ま	あ	じ (生鮮)	(255)					
さ	ば	類 (生鮮)	(256)					
す	る	めい いか (生鮮)	(257)					
<b>福岡（福岡）</b>								
		<b>計</b>		<b>(258)</b>				
か	つ	お (生鮮)	(259)					
ま	い	わし (生鮮)	(260)					
ま	あ	じ (生鮮)	(261)					
さ	ば	類 (生鮮)	(262)					
ぶ	り	類 (生鮮)	(263)					
か	れ	い 類 (生鮮)	(264)					
す	る	めい いか (生鮮)	(265)					
<b>唐津（佐賀）</b>								
		<b>計</b>		<b>(266)</b>				
か	つ	お (生鮮)	(267)					
ま	い	わし (生鮮)	(268)					
か	た	くちいわし (生鮮)	(269)					
ま	あ	じ (生鮮)	(270)					
さ	ば	類 (生鮮)	(271)					
さ	ん	ま (生鮮)	(272)					

1 用途別出荷量（令和 年）

(2) 漁港別品目別用途別出荷量（〇〇漁港）

単位：t

漁品	港目	計 (出荷量)	生鮮食用 向け	ねり製品・ すり身向け	缶詰向け	その他の 食用加工品 向け	魚油・ 肥料 向け	養殖用又は 漁業用餌料 向け
ぶり	類	(273)						
かれい	類	(274)						
するめい	か	(275)						
<b>松浦（長崎）</b>								
	<b>計</b>	<b>(276)</b>						
まぐろ	ろ	(277)						
かつお	お	(278)						
まいわし	し	(279)						
かたくちいわし		(280)						
まあじ	じ	(281)						
さば	類	(282)						
ぶり	類	(283)						
するめい	か	(284)						
<b>長崎（長崎）</b>								
	<b>計</b>	<b>(285)</b>						
まぐろ	ろ	(286)						
かつお	お	(287)						
まいわし	し	(288)						
かたくちいわし		(289)						
まあじ	じ	(290)						
さば	類	(291)						
ぶり	類	(292)						
かれい	類	(293)						
するめい	か	(294)						
<b>阿久根（鹿児島）</b>								
	<b>計</b>	<b>(295)</b>						
まぐろ	ろ	(296)						
きはだ	だ	(297)						
まいわし	し	(298)						
かたくちいわし		(299)						
まあじ	じ	(300)						
さば	類	(301)						
ぶり	類	(302)						
<b>枕崎（鹿児島）</b>								
	<b>計</b>	<b>(303)</b>						
きはだ	だ	(304)						
かつお	お	(305)						
まいわし	し	(306)						
かたくちいわし		(307)						
まあじ	じ	(308)						
さば	類	(309)						
ぶり	類	(310)						
めばち	ち	(冷凍) (311)						
きはだ	だ	(冷凍) (312)						
かつお	お	(冷凍) (313)						

# 冷蔵水産物在庫量調査

## 審査事項一覧表

農林水産省大臣官房統計部

## 目 次

1	調査票の審査	1
2	集計結果表の審査	2
	(参考) 調査用語の説明	4
	(参考) 品目分類	5
	(参考) 市区町村一覧表	8
	(参考) 集計結果表の例	9

## 1 調査票の審査

項番	審査事項	対処方法
1	指標部等に、誤りがないか確認する。	<p>冷凍・冷蔵工場名簿の各コードと確認する。            調査年、調査月に誤りがないか確認する。            回収状況等は、調査票回収・督促状況に整理する。</p>
2	前月末在庫量、月間在庫量、月間出庫量等のデータについて、誤りがないか審査する。	<p>前月以前の調査票を参考に比較検討を行い、審査する。疑義が生じた場合は、調査対象へ確認を行い、修正が生じたら調査票等へ修正データを記入する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① データの記入に誤りがないか。</li> <li>② 記入欄の欄違いがないか。</li> <li>③ 調査単位（トン）の誤りがないか（単位未満の数値は四捨五入する。）。</li> <li>④ 前月末在庫量、月間在庫量、月間出庫量等がない場合、空欄となっているか（「0（ゼロ）」とは記入しない。）。</li> <li>⑤ 記載されている冷凍品の小計、塩蔵品の小計、全体の合計の数値が合っているか確認する。間違っていたら、再計算した正しい値を記入する。</li> </ol> <p>また、次の事項についても、適切にデータが記入されているか、審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「その他のまぐろ類」には、「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」に分離できない場合に記入されているか。</li> <li>・ 「その他の魚類」には、「むろあじ類」「めぬけ類」「きちじ」「はたはた」「ほっけ」「そうだがつお」「底だら」「キング」「メルルーサ」「きんめだい」「あまだい」「魚卵」等が記入されているか。</li> <li>・ 「その他の水産動物類」には、「かに類」の他、「おきあみ」「しゃこ類」等が記入されているか。</li> <li>・ 「水産加工品」には、「酢だこ」「鯨ベーコン」「明太子」「醤油いくら」「味付けかずのこ」等の、水産物を主原料として加工された冷凍品及び塩蔵品以外の水産加工品が記入されているか。</li> </ul>
3	その他の確認事項。	<p>担当者の変更・連絡先の変更があった場合には、随時、名簿を更新する。</p>



## 2 集計結果表の審査

### 2-1 集計結果表及び第1報統計表（月別）

項番	審査事項	対処方法
1	審査済み調査票のデータが正しく電子化されているか確認する。	全ての審査済み調査票のデータが電子化されたか、電子化されたデータに入力ミスや桁ズレ等の誤りがないか、確認する。 また、データ登録時、調査対象ごとに前月値との比較検討を行う。 なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。 <b>【チェック条件】</b> 集計された統計表は、下記のポイントを重点的にチェックすること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 前月の当月末在庫の数値と当月の前月末在庫の数値が一致するか異なるか。</li><li>・ 月末在庫量の対前年同月比が±50%の範囲にあるかどうか。</li><li>・ 月末在庫量の対前月比が±50%の範囲にあるかどうか。</li><li>・ にしん、まいわし、まあじ、さば類、さんま、するめいか等、国内の水揚げが多い魚介類の品目については、調査時等の水揚げの増減を勘案し、毎月の入庫量・出庫量・月末在庫量をチェックする。</li></ul>
2	品目別月末在庫量の上位7市町村別の第1報統計表のデータについて、正しく秘匿措置（「X」記号に変換）が講じられているか審査する。	各調査対象名簿及び調査票を基に、調査対象者数が3未満であるかどうか確認し、3未満の場合は秘匿措置（「X」記号に変換）を講じる。

## 2-2 報告書統計表（年間結果）

項番	審査事項	対処方法
	<p>表頭の年次、月次等の表記に誤りがないかを確認する。</p> <p>概数値公表以降にデータの修正があった場合は、そのデータが確実に集計値に反映されているかを確認する。</p>	<p>集計データを再度確認の上、審査内容については複数人によるダブルチェックを行う。</p> <p>なお、疑義が生じた場合は、調査票の審査に戻り、必要に応じて、調査対象へ確認を行う。</p> <p><b>【チェック条件】</b>  集計された統計表は、下記のポイントを重点的にチェックすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集計された報告書統計表の調査工場数が名簿と一致するか。</li> <li>・ 集計された報告書統計表の調査冷蔵能力が名簿と一致するか。</li> <li>・ 集計された報告書統計表の月間在庫量の合計の値が、産地と消費地の合計の数値と合うか。</li> <li>・ 集計された報告書統計表の月間在庫量の合計の値が、産地と消費地の合計の数値と合うか。</li> <li>・ 集計された報告書統計表の月間在庫量の合計の値が、産地と消費地の合計の数値と合うか。また、品目別月別市区町村別月末在庫量の数値と一致するか。</li> <li>・ 集計された報告書統計表の品目別月別市区町村別月末在庫量の合計値が、市区町村別の数値を積み重ねて合うか。</li> </ul>
2	<p>品目別月別市区町村別月末在庫量の報告書統計表のデータについて、正しく秘匿措置（「X」記号に変換）が講じられているか審査する。</p>	<p>各調査対象名簿及び調査票を基に、調査対象者数が3未満であるかどうか確認し、3未満の場合は秘匿措置（「X」記号に変換）を講じる。</p>

## (参考) 調査用語の説明

倉庫業法では+10℃を境に普通倉庫と冷蔵倉庫に区分する。なお、倉庫業法施行規則運用方針に基づく温度帯分類では、F級（フリーザー）4区分、C級（クーラー）3区分として定めている。

- 1 冷蔵能力
- 内訳は、F4級（-50℃以下）、F3級（-40℃以下-50℃未満）、F2級（-30℃以下-40℃未満）、F1級（-20℃以下-30℃未満）、C1級（-10℃以下-20℃未満）、C2級（-2℃以下-10℃未満）、C3級（10℃以下-2℃未満）に区分する。

-40℃以下（F4級とF3級）が超低温の温度でマグロ等が保管され、-18℃以下-40℃未満（F2級とF1級）が冷凍の温度帯で冷凍魚介・冷凍食品が保管され、+10℃以下-18℃未満（C1級・C2級・C3級）は生鮮魚介・練り製品が保管される。

冷蔵水産物流通調査では、温度別にSF級（-40℃以下）、F級（-20℃以下-40℃未満）、C級（10℃以下-20℃未満）に区分している。

冷蔵倉庫における冷蔵能力の容積・重量の換算は、概数として次の数式を用いる。1トン=2.5m<sup>3</sup>。1m<sup>3</sup>=0.4トン

- 2 月間入庫量 毎月1日から月末までの述べ入庫量である。

- 3 月間出庫量 毎月1日から月末までの述べ出庫量である。

- 4 月末在庫量 月末現在の在庫量である。

- 5 冷蔵倉庫の区分 冷蔵倉庫は営業用冷蔵倉庫（倉庫業法により営業の登録を受けた冷蔵倉庫）と自家用冷蔵倉庫（系統団体の冷蔵倉庫や公営冷蔵倉庫、自家用貨物保管用の冷蔵倉庫）に大別され、本調査は前者の営業用冷蔵倉庫を主対象とする。

### 冷蔵水産物在庫量調査の品目分類

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示	
生 鮮 品		魚類、貝類及び水産動物類が生鮮形態で入庫され、保存冷蔵されたもの（鮮度保持のため冷蔵工場に保管中、自然凍結したのを含む。）	
冷 凍 品		生鮮形態の魚類、貝類及び水産動物類を凍結室において凍結したもの	
魚 類	まぐろ類	び ん な が	通称びんちょう、びん、とんぼ等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		め ば ち	通称ばち、だるま等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		き は だ	通称きわだ、きめじ等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		く ろ ま ぐ ろ	通称ほんまぐろ、めじまぐろ、ほんめじ等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		み な み ま ぐ ろ	通称みなみまぐろ、いんどまぐろ、いんど等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		そ の 他 の ま ぐ ろ	上記に分類されないまぐろ類をいい、フィレー、切り身等を含む。なお、くろまぐろとみなみまぐろを分離できない場合には、ここに含める。
	か じ き 類		まかじき、めかじき、くろかわ、ばしょうかじき等のかじき類で、フィレー、切り身等を含む。
	か つ お		まがつお(はがつお・そうだがつおはその他の魚類に含める。)
	さ け 類		べにざけ、ぎんざけ、ときざけ、あきさけ、ますのすけ(キングサーモン)、アトランティックサーモン等のさけ類(施塩した後冷凍したものは塩蔵に含める。)
	ま す 類		さくらます、からふとます、サーモントラウト(トラウト)等のます類(施塩した後冷凍したものは塩蔵に含める。)
	に し ん		にしん
	い わ し 類	ま い わ し	まいわし
		そ の 他 の い わ し 類	かたくちいわし、うるめいわし等のまいわしを除くいわし類

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示		
冷 凍 品	魚 類 ( 続 き )	ま あ じ	通称まあじ、じんた(まあじの幼魚)等と呼ばれるもの	
		さ ば 類	まさば、ごまさば、大西洋さば(ノルウェーさば)等のさば類	
		さ ん ま	さんま	
		か れ い 類	まがれい、あぶらがれい等のかれい類	
		た ら	まだら(底だら、キング、メルルーサ等はその他の魚類に含める。)	
		す け と う だ ら	通称すけとうだら、すけとう、すけそうだら、すけそう等と呼ばれているもの	
		た い 類	まだい、ちだい、きだい、くろだい等のたい類(通称きんめだい、あまだい等たい科以外のものはその他の魚類に含める。)	
		そ の 他 の 魚 類	上記に分類されない魚類(むろあじ類、めぬけ類、きちじ、はたはた、ほっけ、はがつお、そうだがつお、底だら、きんめだい、あまだい等)、魚卵	
続 き	水 産 動 物 類	貝 類	むき身、殻付の貝類	
		え び 類	くるまえび、大正えび等の国内産のえび類のほか、輸入えび並びに無頭えび及びむきえびを含む。	
		い か 類	す る め い か ( ま つ い か を 含 む )	するめいか(外国水域で漁獲されるアルゼンチンまついか、ニュージーランドするめいかを含む。)でつぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。
			こ う い か ( も ん こ う い か を 含 む )	こういか、しりやけいか等のこういか類のほか、輸入物のもんごういか(ロールいかを含む。)を含む。
			そ の 他 の い か 類	上記に分類されないいか類(あかいか、やりいか等)
		た こ 類	まだこ、水だこ等のたこ類で、煮たこを冷凍したものを含む。(酢だこは水産加工品に含める。)	
		そ の 他 の 水 産 動 物 類	上記に分類されない水産動物類(かに類、おきあみ、しゃこ等)	

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示
冷凍品 (続き)	く じ ら	いるかを含む。(くじら加工品は水産加工品に含める。)
	すり身	すけとうだら(すけそうだら)のすり身
	その他のすり身	上記に分類されないすり身(ほっけすり身、いわしすり身等)
塩 蔵 品		塩漬けにしたもの又は嗜好に重点をおいて軽度に施塩(一塩)したもの
さ け 類		べにざけ、ぎんざけ、ときざけ、あきさけ、ますのすけ(キングサーモン)、アトランティックサーモン等のさけ類
ま す 類		さくらます、からふとます、サーモントラウト(トラウト)等のます類
た ら こ		塩蔵たらこ(調味料等で味付けしたもの(めんたいこ)は水産加工品に含め、冷凍原卵はその他の魚類に含める。)
さ け ・ ま す の 卵		塩蔵いくら、すじこ(調味料等で味付けしたものは水産加工品に含め、冷凍原卵はその他の魚類に含める。)
か ず の こ		塩蔵かずのこ(調味料等で味付けしたものは水産加工品に含め、冷凍原卵はその他の魚類に含める。)
その他の塩蔵品		上記に分類されない塩蔵品
水 産 加 工 品		水産物を主原料として加工されたもので、冷凍品及び塩蔵品以外の水産加工品(酢だこ、くじらベーコン、味付けかずのこ、めんたいこ等)

冷蔵水産物在庫量調査における市区町村一覧表(令和元年調査実績)

産地	都道府県	調査市区町村
産地	北海道	稚内市
		網走市
		紋別市
		根室市
		釧路市
		白糠町
		函館市
		森町
		留萌市
		小樽市
	青森	青森市
		八戸市
	岩手	宮古市
		大船渡市
		釜石市
	宮城	石巻市
		塩釜市
		気仙沼市
		女川町
福島	いわき市	
茨城	ひたちなか市	
	神栖市	
千葉	銚子市	
神奈川	三浦市	
静岡	沼津市	
	静岡市	
	焼津市	
新潟	新潟市	
石川	金沢市	
鳥取	境港市	
島根	浜田市	
山口	下関市	
佐賀	唐津市	
長崎	長崎市	
	佐世保市	
熊本	天草市	
鹿児島	鹿児島市	
	枕崎市	
	指宿市	
沖縄	那覇市	
産地計	19	40

消費地	都道府県	調査市区町村
消費地	北海道	札幌市
	宮城	仙台市
	千葉	千葉市
		船橋市
	東京	東京都区部
	神奈川	横浜市
		川崎市
	愛知	名古屋市
	京都	京都市
	大阪	大阪市
	兵庫	神戸市
広島	広島市	
福岡	北九州市	
	福岡市	
消費地計	11	14
合計		54

## 【 統 計 表 】

### 1 品目別月間入・出庫量及び月末在庫量（令和 年 月分）

品 目	前 月 月 末 在 庫 量			月 間 入 庫 量		
	計	産 地	消 費 地	計	産 地	消 費 地
水 産 物 計 (1)						
生 鮮 品 (2)						
冷 凍 品 (3)						
ま ぐ ろ 類 (4)						
び ん な が (5)						
め ば ち (6)						
き は だ (7)						
く ろ ま ぐ ろ (8)						
み な み ま ぐ ろ (9)						
そ の 他 の ま ぐ ろ 類 (10)						
か じ き 類 (11)						
か つ お (12)						
さ つ 類 (13)						
ま す 類 (14)						
に し ん (15)						
い わ し 類 (16)						
ま い わ し (17)						
そ の 他 の い わ し 類 (18)						
ま あ じ (19)						
さ ば 類 (20)						
さ ん ま ま (21)						
か れ い 類 (22)						
た ら (23)						
す け と う だ ら (24)						
た い 類 (25)						
そ の 他 の 魚 類 (26)						
貝 類 (27)						
え び 類 (28)						
い か 類 (29)						
するめいか（まついか） (30)						
こういか（もんごういか） (31)						
そ の 他 の い か 類 (32)						
た こ 類 (33)						
そ の 他 の 水 産 動 物 類 (34)						
く じ ら (35)						
す け と う だ ら す り 身 (36)						
そ の 他 の す り 身 (37)						
塩 蔵 品 (38)						
さ け 類 (39)						
ま す 類 (40)						
た こ (41)						
さ け ・ ま す の 卵 (42)						
か ず の こ (43)						
そ の 他 の 塩 蔵 品 (44)						
水 産 加 工 品 (45)						

注：1 「対前年同月比」は、前年同月より引き続き調査を行っている工場のみで算出している。

2 表示単位未満の数値を四捨五入したため、計と内訳の計が一致しない場合がある。



単位：t

月間出庫量			月末在庫量			対前年同月比			月末在庫 量の対前 月比
計	産地	消費地	計	産地	消費地	月間 入庫量	月間 出庫量	月末 在庫量	
						%	%	%	%
									(1)
									(2)
									(3)
									(4)
									(5)
									(6)
									(7)
									(8)
									(9)
									(10)
									(11)
									(12)
									(13)
									(14)
									(15)
									(16)
									(17)
									(18)
									(19)
									(20)
									(21)
									(22)
									(23)
									(24)
									(25)
									(26)
									(27)
									(28)
									(29)
									(30)
									(31)
									(32)
									(33)
									(34)
									(35)
									(36)
									(37)
									(38)
									(39)
									(40)
									(41)
									(42)
									(43)
									(44)
									(45)

2 品目別月末在庫量の上位7市区町村（令和 年 月分）

品目	1 位		2 位		3 位	
	市区町村名	在庫量	市区町村名	在庫量	市区町村名	在庫量
水産物計 (1)						
生鮮品 (2)						
冷凍品 (3)						
まぐろ類 (4)						
びんが (5)						
めきはち (6)						
きろはだ (7)						
くろまぐろ (8)						
みなまぐろ (9)						
その他のまぐろ類 (10)						
かじき類 (11)						
かさつけお (12)						
ますしん (13)						
いわし類 (14)						
まいわし類 (15)						
その他のいわし類 (16)						
まさば類 (17)						
かさばんま (18)						
かたれい類 (19)						
たけとうだら (20)						
すけい魚類 (21)						
その他の魚類 (22)						
貝類 (23)						
いび類 (24)						
いか類 (25)						
するめいか（まついか） (26)						
こういか（もんごういか） (27)						
その他のいか類 (28)						
たこ類 (29)						
その他の水産動物類 (30)						
くじら (31)						
すけとうだらすり身 (32)						
その他のすり身 (33)						
塩蔵品 (34)						
さけす類 (35)						
またす類 (36)						
さけ・ますの卵 (37)						
かざのこ (38)						
その他の塩蔵品 (39)						
水産加工品 (40)						

単位：t

4 位		5 位		6 位		7 位	
市区町村名	在庫量	市区町村名	在庫量	市区町村名	在庫量	市区町村名	在庫量
							(1)
							(2)
							(3)
							(4)
							(5)
							(6)
							(7)
							(8)
							(9)
							(10)
							(11)
							(12)
							(13)
							(14)
							(15)
							(16)
							(17)
							(18)
							(19)
							(20)
							(21)
							(22)
							(23)
							(24)
							(25)
							(26)
							(27)
							(28)
							(29)
							(30)
							(31)
							(32)
							(33)
							(34)
							(35)
							(36)
							(37)
							(38)
							(39)
							(40)
							(41)
							(42)
							(43)
							(44)
							(45)

1 月別産地・消費地別調査工場数

単位：工場

区 分	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間延べ 工場数	年平均		
	1 月															
工場数 (1)																(1)
産地 (2)																(2)
消費地 (3)																(3)

2 月別産地・消費地別調査冷蔵能力

単位：t

区 分	令○												年間延べ 冷蔵能力	年平均		
	1 月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
計	(1)															(1)
S F 級	(2)															(2)
F 級	(3)															(3)
C 級	(4)															(4)
産 地	(5)															(5)
S F 級	(6)															(6)
F 級	(7)															(7)
C 級	(8)															(8)
消 費 地	(9)															(9)
S F 級	(10)															(10)
F 級	(11)															(11)
C 級	(12)															(12)

注：冷蔵能力は温度別にS F級（-40℃以下）、F級（-20℃以下-40℃未満）、C級（10℃以下-20℃未満）に区分する。

3 月別品目別月間入庫量

(1) 合計

単位：t

品 目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間 延べ入庫量	年 平 均		
	1 月															
水 産 物 計 (1)																(1)
生 鮮 品 (2)																(2)
冷 凍 品 (3)																(3)
ま ぐ ろ 類 (4)																(4)
び ん な が (5)																(5)
め ば ち (6)																(6)
き く は だ ろ (7)																(7)
く ろ ま ぐ ろ (8)																(8)
み な み ま ぐ ろ (9)																(9)
そ の 他 の ま ぐ ろ 類 (10)																(10)
か じ き 類 (11)																(11)
か さ つ け お (12)																(12)
さ ま け 類 (13)																(13)
ま い し 類 (14)																(14)
い わ し 類 (15)																(15)
ま い わ し 類 (16)																(16)
ま の 他 の い わ し 類 (17)																(17)
ま の 他 の い わ し 類 (18)																(18)
ま さ あ ば 類 (19)																(19)
さ さ ん ま 類 (20)																(20)
さ か れ い 類 (21)																(21)
か た ら 類 (22)																(22)
す け と う だ ら 類 (23)																(23)
す た け と う だ ら 類 (24)																(24)
そ の 他 の 魚 類 (25)																(25)
貝 類 (26)																(26)
え び 類 (27)																(27)
い か 類 (28)																(28)
す め い か (ま づ い か) (29)																(29)
こ う い か (も ん ご う い か) (30)																(30)
そ の 他 の い か 類 (31)																(31)
た こ 類 (32)																(32)
そ の 他 の 水 産 動 物 類 (33)																(33)
す け と う だ ら す り 身 (34)																(34)
そ の 他 の す り 身 (35)																(35)
塩 蔵 品 (36)																(36)
さ け 類 (37)																(37)
また す ら 類 (38)																(38)
た さ け ま す の こ (39)																(39)
か ず の こ (40)																(40)
そ の 他 の 塩 蔵 品 (41)																(41)
水 産 加 工 品 (42)																(42)
																(43)
																(44)
																(45)

注：毎月1日から月末までの間に入庫された延べ入庫量であり、月間入庫量(1)合計とは、(2)産地及び(3)消費地の入庫量を合計したものである。

3 月別品目別月間入庫量（続き）

(2) 産地

単位：t

品目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間 延べ入庫量	年平均	
	1月														
水産物計	(1)														(1)
生鮮品	(2)														(2)
冷凍品	(3)														(3)
まぐろ類	(4)														(4)
びんがな	(5)														(5)
めしばち	(6)														(6)
きくろはだ	(7)														(7)
くろまぐろ	(8)														(8)
みなまぐろ	(9)														(9)
その他まぐろ類	(10)														(10)
かじき	(11)														(11)
かさつお	(12)														(12)
さまつけ	(13)														(13)
まいすし	(14)														(14)
いしん	(15)														(15)
まわし	(16)														(16)
まわし	(17)														(17)
まわし	(18)														(18)
あわし	(19)														(19)
あばん	(20)														(20)
まま	(21)														(21)
れい	(22)														(22)
たら	(23)														(23)
けとうだ	(24)														(24)
すた	(25)														(25)
そ	(26)														(26)
の魚類	(27)														(27)
えび	(28)														(28)
いか	(29)														(29)
するめいか(まついか)	(30)														(30)
こういか(もんごういか)	(31)														(31)
その他いか類	(32)														(32)
たこ	(33)														(33)
その水産動物類	(34)														(34)
すく	(35)														(35)
けとうだらすり身	(36)														(36)
そのすり身	(37)														(37)
塩蔵品	(38)														(38)
さけ	(39)														(39)
またす	(40)														(40)
たけすのこ	(41)														(41)
さけ・ますの卵	(42)														(42)
かすのこ	(43)														(43)
その他塩蔵品	(44)														(44)
水産加工品	(45)														(45)

3 月別品目別月間入庫量（続き）

(3) 消費地

単位：t

品 目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間 延べ入庫量	年 平 均		
	1 月															
水 産 物 計 (1)																(1)
生 鮮 品 (2)																(2)
冷 凍 品 (3)																(3)
ま ぐ ろ 類 (4)																(4)
び ん な が (5)																(5)
め ば ち (6)																(6)
き く ば だ ろ (7)																(7)
く ろ ま ぐ ろ (8)																(8)
み な み ま ぐ ろ (9)																(9)
そ の 他 の ま ぐ ろ 類 (10)																(10)
か じ き 類 (11)																(11)
か さ つ け お (12)																(12)
さ ま け す 類 (13)																(13)
に い し ん 類 (14)																(14)
い わ し 類 (15)																(15)
ま の 他 の い わ し 類 (16)																(16)
ま の 他 の い わ し 類 (17)																(17)
ま の 他 の い わ し 類 (18)																(18)
ま の 他 の い わ し 類 (19)																(19)
ま の 他 の い わ し 類 (20)																(20)
ま の 他 の い わ し 類 (21)																(21)
ま の 他 の い わ し 類 (22)																(22)
ま の 他 の い わ し 類 (23)																(23)
ま の 他 の い わ し 類 (24)																(24)
ま の 他 の い わ し 類 (25)																(25)
ま の 他 の い わ し 類 (26)																(26)
ま の 他 の い わ し 類 (27)																(27)
ま の 他 の い わ し 類 (28)																(28)
ま の 他 の い わ し 類 (29)																(29)
ま の 他 の い わ し 類 (30)																(30)
ま の 他 の い わ し 類 (31)																(31)
ま の 他 の い わ し 類 (32)																(32)
ま の 他 の い わ し 類 (33)																(33)
ま の 他 の い わ し 類 (34)																(34)
ま の 他 の い わ し 類 (35)																(35)
ま の 他 の い わ し 類 (36)																(36)
ま の 他 の い わ し 類 (37)																(37)
塩 蔵 品 (38)																(38)
さ け 類 (39)																(39)
また す ら 類 (40)																(40)
た け ま す の こ (41)																(41)
さ け ま す の こ (42)																(42)
か ず の こ (43)																(43)
そ の 他 の 塩 蔵 品 (44)																(44)
水 産 加 工 品 (45)																(45)



4 月別品目別月間出庫量

(1) 合計

単位：t

品目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間 延べ入庫量	年平均		
	1月															
水産物計 (1)																(1)
生鮮品 (2)																(2)
冷凍品 (3)																(3)
まぐろ類 (4)																(4)
びんがな (5)																(5)
めしばち (6)																(6)
きくはだろ (7)																(7)
くろまぐろ (8)																(8)
みなまぐろ (9)																(9)
その他まぐろ類 (10)																(10)
かじき類 (11)																(11)
かさつお類 (12)																(12)
さまつけ類 (13)																(13)
まいすし類 (14)																(14)
いしん類 (15)																(15)
まわし類 (16)																(16)
まわし類 (17)																(17)
その他のいわし類 (18)																(18)
まさあじ類 (19)																(19)
まさあじ類 (20)																(20)
まさあじ類 (21)																(21)
まさあじ類 (22)																(22)
まさあじ類 (23)																(23)
まさあじ類 (24)																(24)
まさあじ類 (25)																(25)
まさあじ類 (26)																(26)
まさあじ類 (27)																(27)
まさあじ類 (28)																(28)
まさあじ類 (29)																(29)
まさあじ類 (30)																(30)
まさあじ類 (31)																(31)
まさあじ類 (32)																(32)
まさあじ類 (33)																(33)
まさあじ類 (34)																(34)
まさあじ類 (35)																(35)
まさあじ類 (36)																(36)
まさあじ類 (37)																(37)
塩蔵品 (38)																(38)
塩蔵品 (39)																(39)
塩蔵品 (40)																(40)
塩蔵品 (41)																(41)
塩蔵品 (42)																(42)
塩蔵品 (43)																(43)
塩蔵品 (44)																(44)
水産加工品 (45)																(45)

注：毎月1日から月末までの間に在庫された延べ出庫量であり、月間出庫量(1)合計とは、(2)産地及び(3)消費地の出庫量を合計したものである。

4 月別品目別月間出庫量（続き）

(2) 産地

単位：t

品 目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間 延べ入庫量	年 平 均		
	1 月															
水産物計	(1)															(1)
生鮮品	(2)															(2)
冷凍品	(3)															(3)
まぐろ類	(4)															(4)
びんがな	(5)															(5)
めしばち	(6)															(6)
きくはだ	(7)															(7)
くろまぐろ	(8)															(8)
みなまぐろ	(9)															(9)
その他まぐろ類	(10)															(10)
かじ	(11)															(11)
かさ	(12)															(12)
まにし	(13)															(13)
いし	(14)															(14)
まわし	(15)															(15)
まわし	(16)															(16)
まわし	(17)															(17)
まわし	(18)															(18)
あばし	(19)															(19)
あばし	(20)															(20)
あばし	(21)															(21)
あばし	(22)															(22)
うだら	(23)															(23)
うだら	(24)															(24)
うだら	(25)															(25)
うだら	(26)															(26)
うだら	(27)															(27)
うだら	(28)															(28)
うだら	(29)															(29)
まつか	(30)															(30)
まつか	(31)															(31)
まつか	(32)															(32)
まつか	(33)															(33)
まつか	(34)															(34)
まつか	(35)															(35)
まつか	(36)															(36)
まつか	(37)															(37)
蔵品	(38)															(38)
け	(39)															(39)
す	(40)															(40)
す	(41)															(41)
す	(42)															(42)
す	(43)															(43)
す	(44)															(44)
水産加工品	(45)															(45)

4 月別品目別月間出庫量（続き）

(3) 消費地

単位：t

品 目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間 延べ入庫量	年 平 均		
	1 月															
水 産 物 計 (1)																(1)
生 鮮 品 (2)																(2)
冷 凍 品 (3)																(3)
ま ぐ ろ 類 (4)																(4)
び ん な が (5)																(5)
め ば ち (6)																(6)
き く は だ ろ (7)																(7)
く ろ ま ぐ ろ (8)																(8)
み な み ま ぐ ろ (9)																(9)
そ の 他 の ま ぐ ろ 類 (10)																(10)
か じ き 類 (11)																(11)
か さ つ け お (12)																(12)
さ ま け す 類 (13)																(13)
に い し ん 類 (14)																(14)
い わ し 類 (15)																(15)
ま い わ し 類 (16)																(16)
ま そ の 他 の い わ し 類 (17)																(17)
ま さ あ じ 類 (18)																(18)
さ さ ん ま 類 (19)																(19)
か れ い 類 (20)																(20)
た と う だ ら 類 (21)																(21)
す け と う だ ら 類 (22)																(22)
た け と う だ ら 類 (23)																(23)
す け と う だ ら 類 (24)																(24)
た そ の 他 の 魚 類 (25)																(25)
そ の 他 の 魚 類 (26)																(26)
貝 類 (27)																(27)
い び か 類 (28)																(28)
い か 類 (29)																(29)
するめいか(まついか) (30)																(30)
こういか(もんごういか) (31)																(31)
そ の 他 の い か 類 (32)																(32)
た そ の 他 の こ 類 (33)																(33)
そ の 他 の 水 産 動 物 類 (34)																(34)
す け と う だ ら す り 身 (35)																(35)
そ の 他 の す り 身 (36)																(36)
塩 蔵 品 (37)																(37)
さ け 類 (38)																(38)
また す ら 類 (39)																(39)
た さ け ま す の こ (40)																(40)
さ け ま す の こ (41)																(41)
か ず の こ (42)																(42)
そ の 他 の 塩 蔵 品 (43)																(43)
水 産 加 工 品 (44)																(44)
水 産 加 工 品 (45)																(45)

5 月別品目別月末在庫量

(1) 合計

単位：t

品目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間 延べ在庫量	年平均		
	1月															
水産物計 (1)																(1)
生鮮品 (2)																(2)
冷凍品 (3)																(3)
まぐろ類 (4)																(4)
びんがな (5)																(5)
めしばち (6)																(6)
きくはだろ (7)																(7)
くろまぐろ (8)																(8)
みなまぐろ (9)																(9)
その他まぐろ類 (10)																(10)
かじき (11)																(11)
かさつけお類 (12)																(12)
さまつけ類 (13)																(13)
にいすしん類 (14)																(14)
いわし類 (15)																(15)
まわし類 (16)																(16)
まわし類 (17)																(17)
まわし類 (18)																(18)
まさあばん類 (19)																(19)
まさあばん類 (20)																(20)
まさあばん類 (21)																(21)
かたれい類 (22)																(22)
たけうだら (23)																(23)
すけうだら (24)																(24)
すけうだら (25)																(25)
すけうだら (26)																(26)
すけうだら (27)																(27)
すけうだら (28)																(28)
すけうだら (29)																(29)
すけうだら (30)																(30)
すけうだら (31)																(31)
すけうだら (32)																(32)
すけうだら (33)																(33)
すけうだら (34)																(34)
すけうだら (35)																(35)
すけうだら (36)																(36)
すけうだら (37)																(37)
塩蔵品 (38)																(38)
さけすら類 (39)																(39)
またすら類 (40)																(40)
たけますのこ (41)																(41)
さけますのこ (42)																(42)
かすのこ (43)																(43)
その他塩蔵品 (44)																(44)
水産加工品 (45)																(45)

注：毎月末現在の在庫量であり、月末在庫量(1)合計とは、(2)産地及び(3)消費地の月末在庫量を合計したものである。

5 月別品目別月末在庫量（続き）

(2) 産地

単位：t

品目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間 延べ在庫量	年平均	
	1月														
水産物計	(1)														(1)
生鮮品	(2)														(2)
冷凍品	(3)														(3)
まぐろ類	(4)														(4)
びんがな	(5)														(5)
めしばち	(6)														(6)
きくはだろ	(7)														(7)
くろまぐろ	(8)														(8)
みなまぐろ	(9)														(9)
その他まぐろ類	(10)														(10)
かじき	(11)														(11)
かさつお類	(12)														(12)
さまつけ類	(13)														(13)
まいすし類	(14)														(14)
いしん類	(15)														(15)
まわし類	(16)														(16)
まわし類	(17)														(17)
その他のいわし類	(18)														(18)
まさあじ類	(19)														(19)
さば類	(20)														(20)
さば類	(21)														(21)
かたい類	(22)														(22)
たら類	(23)														(23)
すたうだら類	(24)														(24)
すたうだら類	(25)														(25)
その他の魚類	(26)														(26)
貝類	(27)														(27)
いび類	(28)														(28)
いしか類	(29)														(29)
するめいか(まついか)	(30)														(30)
こういか(もんごういか)	(31)														(31)
その他のいか類	(32)														(32)
たこ類	(33)														(33)
その他の水産動物類	(34)														(34)
すくじら身	(35)														(35)
すくじら身	(36)														(36)
その他のすり身	(37)														(37)
塩蔵品	(38)														(38)
さけ類	(39)														(39)
またすら類	(40)														(40)
たけすのこ	(41)														(41)
さけ・ますの卵	(42)														(42)
さけ・ますのこ	(43)														(43)
その他の塩蔵品	(44)														(44)
水産加工品	(45)														(45)

5 月別品目別月末在庫量（続き）

(3) 消費地

単位：t

品 目	令○	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年 間 延べ在庫量	年 平 均		
	1 月															
水 産 物 計 (1)																(1)
生 鮮 品 (2)																(2)
冷 凍 品 (3)																(3)
ま ぐ ろ 類 (4)																(4)
び ん な が (5)																(5)
め ば ち (6)																(6)
き く は だ ろ (7)																(7)
く ろ ま ぐ ろ (8)																(8)
み な み ま ぐ ろ (9)																(9)
そ の 他 の ま ぐ ろ 類 (10)																(10)
か じ き 類 (11)																(11)
か さ つ け お (12)																(12)
さ ま け す 類 (13)																(13)
に い し ん 類 (14)																(14)
い わ し 類 (15)																(15)
ま い わ し 類 (16)																(16)
ま そ の 他 の い わ し 類 (17)																(17)
ま さ あ じ 類 (18)																(18)
さ さ ば ん ま (19)																(19)
か れ い 類 (20)																(20)
た と う だ ら (21)																(21)
す け と う だ ら (22)																(22)
た け と う だ ら (23)																(23)
す け と う だ ら (24)																(24)
た そ の 他 の 魚 類 (25)																(25)
そ の 他 の 魚 類 (26)																(26)
貝 類 (27)																(27)
い び か 類 (28)																(28)
す め い か (ま づ い か) (29)																(29)
こ う い か (も ん ご う い か) (30)																(30)
そ の 他 の い か 類 (31)																(31)
た そ の 他 の こ 類 (32)																(32)
そ の 他 の こ 類 (33)																(33)
た そ の 他 の 水 産 動 物 類 (34)																(34)
す け と う だ ら す り 身 (35)																(35)
そ の 他 の す り 身 (36)																(36)
塩 蔵 品 (37)																(37)
さ け 類 (38)																(38)
また す ら 類 (39)																(39)
た さ け ま す の こ (40)																(40)
さ け ま す の こ (41)																(41)
か ず の こ (42)																(42)
そ の 他 の 塩 蔵 品 (43)																(43)
水 産 加 工 品 (44)																(44)
																(45)







## 別紙12 従来の実施状況に関する情報の開示

### 1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費		0	0	0
委託費等	委託費定額部分	60,512	55,638	56,597
	成果報酬等	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		0	0	0
参考値 (b)	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		0	0	0

#### (注記事項)

1. 本事業は、「水産物流通調査事業」のうち水産物流通情報の収集・発信に係る業務を民間事業者へ委託しており、令和2年度までの委託費及び実施状況は、水揚量・価格調査・価格情報の他、用途別出荷量調査及び冷蔵水産物流通調査を含む。

(令和3年度より、産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査について、令和5年度までの3年間を契約期間として、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を農林水産省が実施予定。)

(令和3年度より冷蔵水産物流通調査は冷蔵水産物在庫量調査に名称変更。)

2. 業務の実施期間は、4月から翌3月までの1年間。

3. 委託費の積算には、調査に係る人件費、通信運搬費、情報収集手当、機器保管費などが含まれる。

1. 従来の実施に要した経費		単位:百万円	
項目	平成30年度	令和元年度	
人件費	27.1	31.2	
情報収集手当	19.3	19.6	
旅費	0	0	
機器保管費	3.7	1	
印刷費	0	0	
通信運搬費	0.5	0.3	
消耗品	0.4	0.3	
一般管理費	4.3	4.3	
再委託	0.4	0	
合計	55.7	56.7	

4. 令和2年度の委託費は、58,230千円。

5. 調査内容は変更していない。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
常勤職員	4	5	5
非常勤職員	4	2	2

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象、主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、業界(漁業、水産加工業、冷凍・冷蔵業)に関する予備知識が必要。
2. 水産物流通調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

1. 5~6月及び11~12月にかけて、調査関係書類の配付、調査票の回収、調査客体からの照会対応、調査票の審査、未提出客体への催促等、業務の繁忙期にあたる。(水揚量・価格調査(年間)、用途別出荷量調査)
2. 水揚量・価格調査(月別・日別)及び冷蔵水産物流通調査は、月次調査であるため、時期による業務の繁閑はない。
3. 月毎の人員配置も変わらない。

(注記事項)

民間事業者の実施体制(令和元年度)は、以下の通り。

※ ( )内は平成30年度の数値

	業務の種類	実施体制	受託事業者分	
			受託事業者分	再委託分
1	調査対象客体名簿の更新業務	33.0 人日	33.0 人日 ( 32.0 人日)	人日
2	調査対象客体への書類等の発送業務	10.0 人日	10.0 人日 ( 10.0 人日)	人日
3	調査客体からの問い合わせへの対応業務	15.0 人日	15.0 人日 ( 15.0 人日)	人日
4	調査票の受付・管理業務	29.0 人日	29.0 人日 ( 28.0 人日)	人日
5	調査票の回収が遅れている調査客体に対する催促業務	20.0 人日	20.0 人日 ( 20.0 人日)	人日
6	回収した調査票の入力業務	685.0 人日	685.0 人日 ( 666.0 人日)	人日
7	審査業務(データのエラーチェック等を含む)	82.0 人日	82.0 人日 ( 80.0 人日)	人日
8	調査客体への疑義照会業務	20.0 人日	20.0 人日 ( 20.0 人日)	人日
9	サーバ等のシステム運用管理業務	44.0 人日	44.0 人日 ( 42.0 人日)	人日
10	調査票の保管業務(紙媒体のデータは画像データとしても保管)	20.0 人日	20.0 人日 ( 20.0 人日)	人日
11	調査客体との契約・経理等の事務作業	39.0 人日	39.0 人日 ( 38.0 人日)	人日
12	水産物流通調査ホームページへの公表作業(帳票作成作業含む)	20.0 人日	20.0 人日 ( 20.0 人日)	人日
13	報告書等の作成業務	58.0 人日	58.0 人日 ( 57.0 人日)	人日
14	その他(主要水産物の市況見通しの資料作成等)	36.0 人日	36.0 人日 ( 36.0 人日)	人日
15	その他(冷蔵水産物流通調査調査票の印刷・発送等)	34.0 人日	34.0 人日 ( 33.0 人日)	人日
	合計	1,145.0 人日	1,145.0 人日 ( 1117.0 人日)	0.0 人日

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

- 民間事業者において準備した。  
電話4台、FAX1台、コピー機2台、パソコン6台、プリンタ1台、シュレッダー1台、  
書庫、机・いす
- 施設  
事務室一角（鍵付保管ロッカー、鍵付書庫  
サーバ室（要入室カード：インターネットサーバ、データベースサーバ、認証用サーバ、ファイヤーウォール）  
及びクラウド型サーバ

（注記事項）

1. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。
2. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。
3. 水産物流通情報提供システムを使用する場合には、当該システムの動作に必要なとなるサーバ等のハードウェアを、受託者において準備する必要がある。

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

#### 用途別出荷量調査

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	32	32	32
提出数	32	32	32
回収率	100.0%	100.0%	100.0%

#### 冷蔵水産物流通調査 平成29年度

項 目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
対象者数	515	513	513	512	512	512	512	511	512	512	514	514
提出数	495	492	489	485	484	488	484	482	481	480	476	477
回収率	96.1%	95.9%	95.3%	94.7%	94.5%	95.3%	94.5%	94.3%	93.9%	93.8%	92.6%	92.8%

#### 冷蔵水産物流通調査 平成30年度

項 目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
対象者数	513	511	510	510	510	508	508	508	506	506	505	504
提出数	470	466	462	460	459	457	459	460	459	461	455	455
回収率	91.6%	91.2%	90.6%	90.2%	90.0%	90.0%	90.4%	90.6%	90.7%	91.1%	90.1%	90.3%

#### 冷蔵水産物流通調査 令和元年度

項 目	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
対象者数	504	504	504	504	503	503	503	503	502	502	497	496
提出数	454	453	453	454	453	453	452	451	450	450	454	453
回収率	90.1%	89.9%	89.9%	90.1%	90.1%	90.1%	89.9%	89.7%	89.6%	89.6%	91.3%	91.3%

## 5 従来の実施方法等

### 従来の実施方法(業務フロー図等)

- 業務フロー図については別紙2のとおり。
- 民間事業者との連絡を密にし、打合せや電話連絡により情報交換や意見交換を行い、調査の実施における具体的な問題等を把握し改善を図ることにより、よりよい調査になるよう努めている。
- 調査客体からの問合せに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査客体に調査拒否された場合、民間事業者へ再度適切な指導を行っている。

### (注記事項)

#### 1 調査協力依頼の方法と実績

令和元年調査においては、新規追加対象者に対して民間事業者による訪問又は電話による調査の協力依頼を行った。また、被災地の休業中扱いの冷凍・冷蔵工場について、今後の調査対象としての復帰の確認も民間事業者により行った。

調査名	訪問	電話
用途別出荷量調査	0	0
冷蔵水産物流通調査	1	2

#### 2 調査方法と実績

令和元年調査においては、郵送、電子メール、FAX、オンライン(冷蔵水産物流通調査のみ)及び電話聞き取りの中から調査客体が希望する方法により行った。

調査名	郵便	電子メール	FAX	オンライン	電話
用途別出荷量調査	18	1	6	-	7
冷蔵水産物流通調査	112	125	168	46	5

#### 3 調査客体からの照会件数と主な内容

令和元年調査における調査客体からの照会件数は以下のとおり。

調査名	件数	主な照会内容
用途別出荷量調査	2	提出する調査票の内容確認
冷蔵水産物流通調査	17	提出する調査票の記載方法・内容確認、データ提供方法の変更、オンラインシステムの不具合

#### 4 調査客体への疑義照会件数と主な内容

令和元年調査における疑義照会件数は以下のとおり。

調査名	件数	主な照会内容
用途別出荷量調査	1	提出した調査票の内容確認
冷蔵水産物流通調査	10	提出した調査票の内容確認、データの継続性の有無、記載ミスの確認

#### 5 催促の方法と実績

令和元年調査においては、指定した期日まで調査票等を回収できなかった調査客体に対して電話により催促を行った。

調査名	催促した客体数	催促延べ回数	催促回収率
用途別出荷量調査	19	26	100%
冷蔵水産物流通調査	152	457	98%

#### 6 調査客体への謝金支払と実績

令和元年調査における調査客体に支払う謝金については、口座振り込みにより支給している。謝金の支給金額は、延べ455客体に対して総額約5,005千円(謝金支払いにかかる振り込み手数料や人件費等は含まない。)を支払った。

# 「水産物流通情報発信・分析委託事業」



統計法に基づく国の統計調査です。  
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

## 令和 年産地水産物用途別出荷量調査票

調査区コード	調査区名
<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>

単位:t

品目名	市場上場 水揚量	内 訳					
		生鮮食用 向け	ねり製品 ・すり身	缶詰	その他 食用加工品	魚油 ・飼肥料	養殖用 又は 漁業用餌料
生 鮮	まぐろ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	めばち	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	きはだ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	かつお	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	さけ・ます類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	まいわし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	かたくちいわし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	まあじ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	さば類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	さんま	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	ぶり類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	かれい類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	たら	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
するめいか	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
冷 凍	まぐろ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	めばち	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	きはだ	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	かつお	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	するめいか	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

SAMPLE

# 冷蔵水産物在庫調査票



統計法に基づく国の統計調査です。  
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

冷蔵コード	年	月

品名	前月末在庫量 ( )	月間入庫量 ( )	月間出庫量 ( )	当月末在庫量 ( )
<b>生鮮品計①</b>				
びんなが				
めばち				
きはだ				
くろまぐろ				
みなみまぐろ				
その他のまぐろ類				
かじき類				
かつお				
さけ類				
ます類				
にしん				
まいわし				
その他のいわし類				
まあじ				
さば類				
さんま				
かれい類				
たら				
すけとうだら				
たい類				
その他の魚類				
<b>冷凍品小計</b>				

SAMPLE

品名	前月末在庫量 ( )	月間入庫量 ( )	月間出庫量 ( )	当月末在庫量 ( )
貝類				
えび類				
冷 凍	するめいか (まついかを含む)			
	こういか (もんごういかを含む)			
その他のいか類				
たこ類				
品	その他の水産動物類			
	くじら			
③	すけとうたらしり身			
	その他のすり身			
	<b>冷凍品小計③</b>			
塩 蔵 品	さけ類			
	ます類			
	たらこ			
	さけ・ますの卵			
④	かずのこ			
	その他の塩蔵品			
	<b>塩蔵品小計④</b>			
	<b>水産加工品計⑤</b>			
	<b>総合計①+ ③+④+⑤</b>			

水産物流通調査業務のうち  
産地水産物用途別出荷量調査及び  
冷蔵水産物在庫量調査  
照会対応事例集

農林水産省大臣官房統計部

## 目 次

1	調査の目的、調査結果の利活用	1
2	調査対象	2
3	実査	4
4	調査票の報告（回収）方法	5
5	オンライン調査システム関係（冷蔵水産物在庫量調査のみ）	6
6	その他	8



## 1 調査の目的、調査結果の利活用

項番	照会事項	回答例
1	調査に協力すると、どのようなメリットがあるのか。	調査協力を頂く方の直接的なメリットではありませんが、水産物の需給計画や流通施設の改善、価格安定対策等を推進するための基礎的な資料となりますので、調査に御協力頂きますようお願いいたします。
2	調査票に記入されたプライバシーは保護されるのでしょうか	<p>この調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく統計調査として行われます。</p> <p>統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科せられます。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（統計法第41条、第57条第2号）。</p> <p>このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。</p> <p>この調査でいただいた回答（調査票）は、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、統計法で認められている統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご記入ください。</p>
3	この調査を行う目的は何か。また、この調査は何に利用しているのか。	<p>水産物流通調査は、全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等や、冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにすることを目的として実施しております。</p> <p>当該調査結果は、水産物の需給計画や流通施設の改善、価格安定対策等を推進するための基礎的な資料として利用されています。</p>

## 2 調査対象

項番	照会事項	回答例
1	何故、当卸売業者（漁業協同組合、冷凍・冷蔵工場）等が調査対象となったのか。	<p>【卸売業者・漁業協同組合等の場合】            全国の主要漁港〇（※調査対象漁業地区数）の主要品目別用途別出荷量を把握するため、当該漁港の全ての卸売業者（漁業協同組合等）に調査をお願いしています。</p> <p>【冷蔵・冷凍工場の場合】            全国の主要な産地・消費地（全国の総冷蔵能力の50%に達する市区町）の冷蔵・冷凍工場の在庫量等を把握するため、当該産地・消費地の主な冷凍・冷蔵工場（当該地区の冷蔵能力の約80%）に調査をお願いしています。</p>
2	何故、当卸売業者（漁業協同組合）等を調査するのか。他の卸売業者（漁業協同組合）等で調査できないのか。	<p>本調査は、水産物の需給計画や流通施設の改善、価格安定対策等を推進するための基礎的な資料として利用され、該当する漁港の卸売業者（漁業協同組合等）の方々に調査協力をいただき、用途別出荷量等を把握しております。</p> <p>もし、皆様から回答を頂けなかったり、正確な回答が頂けなかった場合、得られた統計が不正確なものとなってしまいます。そのようなことがあれば、この調査の結果を利用して立案・実施されている様々な施策や将来計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりするおそれがあります。</p> <p>正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには正確な回答が必要ですので、ご協力をお願いします。</p>

3	<p>何故、当冷凍・冷蔵工場を調査するのか。 他の冷凍・冷蔵工場で調査できないのか。</p>	<p>本調査は、水産物の需給計画や流通施設の改善、価格安定対策等を推進するための基礎的な資料として利用され、該当する冷凍・冷蔵工場に調査協力をいただき、在庫量等を把握しております。</p> <p>もし、皆様から回答を頂けなかったり、正確な回答が頂けなかった場合、得られた統計が不正確なものとなってしまいます。そのようなことがあれば、この調査の結果を利用して立案・実施されている様々な施策や将来計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりするおそれがあります。</p> <p>正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには正確な回答が必要ですので、ご協力をお願いします。</p>
4	<p>上場水揚量（在庫量）も減少しており、次回からは調査を遠慮したい。</p>	<p>本調査は、水産物の需給計画や流通施設の改善、価格安定対策等を推進するための基礎的な資料として利用され、主要漁港の上場水揚量及び用途別出荷量（主要な産地・消費地の在庫量等）を把握していることから、上場水揚量（在庫量）の多少にかかわらず御協力をいただいております。</p> <p>今後とも、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>調査期間中に休業しているが、調査に協力しないといけないのか。</p>	<p>休業前の〇月までの上場水揚量及び用途別出荷量（在庫量）等の記入を御願いたします。</p>
6	<p>県下（市区町内）でどれくらいの卸売業者（漁業協同組合、冷凍・冷蔵工場）等を調査しているのか。</p>	<p>全国の調査対象数は〇〇事業所であり、〇〇県（〇〇市区町）の調査対象数は、〇〇事業所となります。</p>

### 3 実査

項番	照会事項	回答例
1	「ほっけ」、「きんめだい」の在庫量は、どの品目に計上すればよいのか。	「ほっけ」、「きんめだい」の在庫量は、「その他の魚類」に計上して下さい。 ※調査対象品目の詳細については、品目分類を参照して回答する。
2	「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」に分けられない場合、どの品目に計上すればよいのか。	「くろまぐろ」と「みなみまぐろ」に分けられない場合は、「その他のまぐろ類」に計上して下さい。
3	年末の在庫量や期末在庫量と、毎月報告している在庫量に齟齬が見られる場合、遑って毎月の在庫量を修正する必要があるのか。	毎月報告していただいている在庫量の積み重ねの誤差が、1トン未満の数値の積み重ねによる四捨五入差以上の場合には、御連絡して確認させていただくことがあります。
4	箱数や山売り単位で帳票を整理している場合、どのようにt単位に換算すればよいのか。	その魚種の平均的な1箱当たりの重量(kg)や1山あたりの重量を箱数に乗じて換算し、上場水揚量をtで算出して下さい。
5	帳票がソウダカツオとカツオを一緒にカツオ類で集計している場合、カツオだけの数量をどのように報告すればよいのか。	kg単価が数十円と安いものについては魚種の分布等も考慮し、そうだがつおとし、占有率などにより案文し、そうだがつおを除いたうえで、かつおの数量を御記入下さい。(そうだがつおの数量は、その他魚類へ含めてください。)
6	帳票に金額しか記載(整理)していない場合、上場水揚量はどのように報告すればよいのか。	その魚種の水揚金額をその年のおおよその平均価格(円/kg)で割って、算出して下さい。
7	帳票が生鮮と冷凍を混じって集計している場合、それぞれの数値をどうやって報告すればよいのか。	おおよその生鮮と冷凍のおおよその割合で按分して下さい。
8	最終的な用途は、どのように把握すればよいのか。	産地卸売市場の売り先である仲卸の業態(鮮魚出荷、加工、缶詰、ミール、餌等)を基に判断して下さい。

#### 4 調査票の報告（回収）方法

項番	照会事項	回答例
1	業務が忙しく、報告期日に間に合いそうにないが、どうすればいいか。	<p>お忙しいところ、御連絡をいただきましてありがとうございます。</p> <p>何日頃であれば報告可能でしょうか。（又は農林水産省への報告期日が定められていますので、〇日までに報告をお願いできないでしょうか）</p> <p>【農林水産省への報告期日までに報告が可能な場合】 お忙しいところ申し訳ございませんが、〇日までに報告をお願いします。</p> <p>【農林水産省への報告期日までに報告が不可の場合】 農林水産省に連絡し、指示を仰ぎますので、改めて連絡させていただきます。</p>
2	未記入の調査票をなくしてしまった。どうすればいいのか。	<p>調査結果が未記入の調査票について、調査客体の個人情報に係る部分はありませんので、個人情報が漏洩することはありません。</p> <p>再度、調査票を送付しますので御協力をお願いします。</p>
3	調査方法（回答方法）を電子メール又はオンライン調査に変更したい。	<p>【電子メールに変更する場合】 （産地水産物用途別出荷量調査の場合）当方から送付します調査票（Excel ファイル）に記入頂いたものを、電子メールに添付して送り下さい （冷蔵水産物在庫量調査）Excel ファイルの調査票を送付します。毎月、データ入力後、このExcel ファイルの調査票を電子メールに添付して送付して下さい。</p> <p>【オンライン調査（冷蔵水産物在庫量調査のみ）】 初期情報を設定後、政府統計オンライン調査に必要なログイン情報や取扱説明書等の資料を送付させていただきます。</p>
4	報告していた担当者が異動することになったがどのようにしたらよいか。	<p>新しい担当者名、連絡先を教えてください。改めて調査の内容について、御連絡を差し上げます。</p>

5 オンライン調査システム関係（冷蔵水産物在庫量調査のみ）

項番	照会事項	回答例
1	<p>オンライン調査（政府統計共同利用システム）について、ログイン障害に加えアクセスが遅い、調査票の入力にも多大な時間を要する。負担軽減対策を望む。</p>	<p>システムのレスポンスや操作性等の改善は、政府統計共同利用システムを運用している総務省所管の独立行政法人統計センターへ改善要望を伝えさせていただきます。</p> <p>なお、ログイン障害はIDやパスワードの入力ミスにより発生することもありますので、御利用の際には御注意願います。</p>
2	<p>オンライン調査システムにログインできなくなったが、どうすればよいのか。</p>	<p>まず、どのような状況なのか確認させていただき、再度電話で御連絡します。</p> <p>【パスワードの入力ミスによるログイン制限の場合】 該当客体のログインエラーログをリセットする。</p> <p>【上記以外の場合】 農林水産省に連絡し、指示を仰ぐ。</p> <p>確認した結果、（確認結果）ということです。今後は、（今後の対応）を実施していただくよう御願います。</p>
3	<p>オンライン調査システムが正常に動かないが、どうすればよいのか。</p>	<p>まず、どのような状況なのか確認させていただき、再度電話で御連絡します。</p> <p>（農林水産省に連絡し、指示を仰ぐ）</p> <p>確認した結果、（確認結果）ということです。今後は、（今後の対応）を実施していただくよう御願います。</p>
4	<p>オンライン調査システムで報告した値を修正したいが、どのようにすればよいのか。</p>	<p>修正値を入力し、再送信してください。</p>

5	<p>オンライン調査システムで使っているパソコンを更新することになった。どうすればよいのか。</p>	<p>オンライン調査システムを使用できる条件がありますので、これから申し上げる事項を教えてください。</p>
6	<p>オンライン調査システムを別のパソコンで使おうとすると、動かなくなった。どうすればよいのか。</p>	<p>(聞き取った条件とオンライン調査システムを使用できる条件を照合し、使用できるかの有無を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用できる場合は、設定内容を確認するなどの対応</li> <li>・ 使用できない場合は、オンライン調査システムが使用できないことについてお詫びするとともに、調査方法の変更を依頼</li> </ul>

6 その他

項番	照会事項	回答例
1	データ管理は万全なのか、調査情報が漏れるということはないのか。	<p>調査票、調査客体名簿の情報セキュリティの管理については、担当者以外の者が不正にアクセスできないような措置を講じるなどの対策を実施しており、報告された情報が漏洩することはありません。</p> <p>また、この調査は、「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計調査として行われます。</p> <p>統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が科せられます。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（統計法第 41 条、第 57 条第 2 号）。</p> <p>このように、統計調査の業務に従事する者、あるいは過去に従事していた者に対して守秘義務と厳しい罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目すべてについて、安心して回答いただくためです。</p> <p>この調査でいただいた回答（調査票）は、外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、統計法で認められている統計の作成・分析の目的にのみ使用されます。統計以外の目的に使うことや、外部に出されることは一切ありませんので、安心してご記入ください。</p>
2	調査結果が欲しい場合、どうすればよいのか。	<p><b>【調査結果の所在を知りたい場合】</b> 水産物流通調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載しています。URL は「〇〇（公表するホームページのアドレス）」となります。</p> <p><b>【パソコンをお持ちでない場合】</b> 農林水産省の担当者から御連絡差し上げますので、御連絡先を教えてください。</p>
3	謝金の支給方法を教えて欲しい。	金融機関への口座振り込み等により支払います。



## 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

## I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

## II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）

(1) ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

(2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

(3) IPAが公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

(4) MS認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

## III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることが証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
  - (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
  - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
  - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
  - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
  - (6) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
  - (7) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 25 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
  - (8) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
  - (9) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
  - (10) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。
  - 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
  - 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要

となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

#### IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア) 農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能

(イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能

(ウ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能

(エ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能

(オ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。

イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。

ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。

エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

(2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。

イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。

ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。

- (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
  - イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
  - ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
  - エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。
- 3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。
- 4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。
- (1) 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
  - (2) 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
  - (3) 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
  - (4) 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
  - (5) 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
  - (6) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成 30 年 3 月 30 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の別紙 3 に基づく ODB に情報を登録又は更新するために必要な事項を記載した情報システム資産管理用シートの提出
  - (7) 情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。
- (1) 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
  - (2) 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
  - (3) 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立
- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
- (1) 監視するイベントの種類
  - (2) 監視体制
  - (3) 監視状況の報告手順

- (4)情報セキュリティインシデントの可能性のある事象を認知した場合の報告手順
- (5)監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
- (1)情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
- (2)情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

## V クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービスを活用する場合には、以下の措置を講じること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Ⅷの措置を講じること。

- 1 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 2 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- (1)ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
- (2)セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))
- (3)情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づくCS マークが付されたCS 言明書等)
- 3 クラウドサービスにおいて個人情報又は農林水産省における要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター(バックアップセンターを含む。)は国内に限ること。
- 4 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前(サービス廃止等の1年以上前が望ましい。)に担当部署へ通知すること。

- 5 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された農林水産省のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- 7 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
- 8 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者へ外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者へⅧの措置を講ずること。
- 9 クラウドサービスにおける脆(ぜい)弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
- 10 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標(RPO)等の指標を提示すること。  
なお、農林水産省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。
- 11 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実にすること。
- 12 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。
- 13 本業務において、農林水産省に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- 14 農林水産省に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、農林水産省において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講ずること。

## VI 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。

- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
  - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果)
  - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

## VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

## VIII 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

#### IX 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの1、Ⅴの2、Ⅵの1及びⅥの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従つて提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

#### X 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。



農林水産省大臣官房統計部 御中

住所 ○○○○○○○○○○

株式会社○○○○○○○○○

情報セキュリティ管理責任者 ○○○○

### 情報セキュリティ対応状況・確認書

下記調達に関して情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様に基づき、当社の情報セキュリティ対応状況について以下のとおり回答させていただきます。

調達件名：○○○○業務

#### 1. 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供について

No	情報提供依頼事項	情報の提供に 応じる		備考
1	受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。 なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（○○国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
2	受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。） （1）ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等 （2）プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等 （3）IPAが公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書 （4）MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有

## 2. 情報セキュリティの確保について

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
		はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
1	本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
2	本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
3	本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。）。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
4	本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど）を整備していること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
5	本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
6	受託者は、農林水産省からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は、受託者（必要に応じ農林水産省）は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	個人情報を取り扱う業務の受託ではない <input type="checkbox"/>
7	本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
8	農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
9	本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	

## 2. 情報セキュリティの確保について (続き)

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
		はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
10	本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げる。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
11	情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
12	本業務においてクラウドサービスを活用する場合(※)には、ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
		該当なし <input type="checkbox"/>		
13	本業務においてクラウドサービスを活用する場合(※)には、クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。) (1) ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証 (2) セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report)) (3) 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づくCS マークが付されたCS 言明書等)	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
		該当なし <input type="checkbox"/>		
14	本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等を納品、賃貸借等をする場合には、納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
		該当なし <input type="checkbox"/>		
15	本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等を納品、賃貸借等をする場合には、ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
		該当なし <input type="checkbox"/>		

※発注業務の要件でクラウドサービス利用を指定している場合のみ該当。(発注業務の要件でクラウドサービス利用を指定していないが、受託者側の選択で利用する場合(受注者の開発環境をクラウド環境で構築するなど)や、発注業務の要件に関係なく、受託者側の都合でメール、ファイル管理等の機能にクラウドサービスを利用している場合等については該当しないものとする。)

## 3. 個人情報保護について

No	チェック事項	チェック事項の措置を講じる		備考
1	本業務の各工程において、農林水産省の意図としない個人情報漏えい等が行われないことを保証する管理が一貫した保証管理体制の下でなされていること(例えば、個人情報等の取扱いに関する責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理状況の検査に関する事項等を証明する書類等を提出すること)。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	提出資料有
2	本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、担当部署の承認を得た上で実施すること。また、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
		該当なし <input type="checkbox"/>		
3	個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	
4	受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	